

平成 22 年第 4 回定例会

津幡町議会会議録

平成22年 9 月 6 日開会

平成22年 9 月13日閉会

津 幡 町 議 会

津幡町告示第 8 2 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 0 1 条第 1 項の規定により、平成 2 2 年第 4 回津幡町議会定例会を次のとおり招集する。

平成 2 2 年 8 月 3 0 日

石川県津幡町長 矢 田 富 郎

1 招集期日 平成 2 2 年 9 月 6 日

2 場 所 津幡町議会議場

平成22年第4回津幡町議会定例会会議録 目次

1. 招集告示	1
第1号（9月6日）	
1. 出席議員、欠席議員	3
1. 説明のため出席した者	3
1. 職務のため出席した事務局職員	3
1. 議事日程（第1号）	4
1. 本日の会議に付した事件	5
1. 開会・開議（午前10時00分）	6
1. 議事日程の報告	6
1. 会議録署名議員の指名	6
1. 会期の決定	6
1. 会議時間の延長	6
1. 諸般の報告	6
1. 議案等上程（議案第58号～議案第70号、承認第18号、認定第1号～認定第14号）	7
1. 議案に対する質疑	10
1. 委員会付託	10
1. 町政一般質問	10
2番 中村一子議員	11
1番 荒井 克議員	23
9番 道下政博議員	25
1. 休 憩（午前11時56分）	27
1. 再 開（午後1時00分）	28
11番 南田孝是議員	33
4番 角井外喜雄議員	36
6番 塩谷道子議員	39
1. 閉 議（午後2時49分）	48
第2号（9月13日）	
1. 出席議員、欠席議員	49
1. 説明のため出席した者	49
1. 職務のため出席した事務局職員	49
1. 議事日程（第2号）	50
1. 議事日程（追加第1号）	50
1. 本日の会議に付した事件	50
1. 開 議（午後1時30分）	51
1. 議事日程の報告	51
1. 会議時間の延長	51

1. 議案等上程（議案第58号～議案第70号、承認第18号、請願第16号～請願第18号、 陳情第6号、陳情第3号～陳情第4号（継続））	51
1. 委員長報告	51
1. 委員長報告に対する質疑	53
1. 討 論	53
1. 採 決	57
1. 決算審査特別委員会の設置	58
1. 決算審査特別委員会委員の選任	58
1. 休 憩（午後2時10分）	58
1. 再 開（午後2時20分）	58
1. 同意第3号上程	59
1. 質 疑	59
1. 討 論	59
1. 採 決	59
1. 議会議案上程（議会議案第11号～議会議案第13号）	60
1. 趣旨説明の省略	60
1. 質 疑	60
1. 討 論	60
1. 採 決	60
1. 閉会中の継続調査	60
1. 閉議・閉会（午後2時29分）	61
1. 署名議員	62

平成 22 年 9 月 6 日（月）

○出席議員（18 名）

議 長	谷 口 正 一	副議長	南 田 孝 是
1 番	荒 井 克	2 番	中 村 一 子
3 番	森 山 時 夫	4 番	角 井 外喜雄
5 番	酒 井 義 光	6 番	塩 谷 道 子
7 番	多 賀 吉 一	8 番	向 正 則
9 番	道 下 政 博	10 番	鈴 木 準 一
13 番	山 崎 太 市	14 番	洲 崎 正 昭
15 番	長谷川 恵 子	16 番	河 上 孝 夫
17 番	谷 下 紀 義	18 番	中 田 健 二

○欠席議員（ 0 名）

○説明のため出席した者

町 長	矢 田 富 郎	副 町 長	矢 田 征 夫
総 務 部 長	坂 本 守	総 務 課 長	長 和 義
企画財政課長	岡 本 昌 広	監 理 課 長	大 田 新太郎
税 務 課 長	河 上 孝 光	町民福祉部長	焼 田 新 一
町民児童課長	瀧 川 嘉 孝	保険年金課長	岡 田 一 博
健康福祉課長	板 坂 要	環境安全課長	竹 本 信 幸
産業建設部長	川 村 善 一	産業経済課長	榊 田 和 男
都市建設課長	岩 本 正 男	上下水道部長	村 田 善 紀
料 金 課 長	太 田 和 夫	上下水道課長	石 庫 要
会 計 管 理 者	北 野 力	会 計 課 長	橋 屋 俊 一
監査委員事務局長	大 坂 茂	消 防 長	高 森 良 昭
消 防 次 長	國 本 学	教 育 長	早 川 尚 之
教 育 部 長	藤 本 英 幸	学校教育課長	八 田 信 二
生涯教育課長	宮 川 真 一	河北中央病院事務長	東 本 栄 三
河北中央病院事務課長	酒 井 菊 次		

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	竹 田 学	議会事務局長補佐	高 山 真由美
総務課長補佐	田 中 健 一	行 政 係 長	田 中 圭
財 政 係 長	杉 田 純 也		

○議事日程（第 1 号）

平成22年 9 月 6 日（月） 午前10時開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 議案等一括上程（議案第58号～議案第70号、承認第18号、認定第 1 号～認定第14号）

（質疑・委員会付託）

議案第58号 平成22年度津幡町一般会計補正予算（第 4 号）

議案第59号 平成22年度津幡町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

議案第60号 平成22年度津幡町老人保健特別会計補正予算（第 1 号）

議案第61号 平成22年度津幡町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

議案第62号 平成22年度津幡町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）

議案第63号 平成22年度津幡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）

議案第64号 平成22年度津幡町バス事業特別会計補正予算（第 1 号）

議案第65号 平成22年度津幡町水道事業会計補正予算（第 2 号）

議案第66号 津幡町議会議員等の議員報酬及び費用弁償に関する条例及び津幡町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議案第67号 津幡町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議案第68号 津幡町男女共同参画推進条例について

議案第69号 町道路線の認定について

議案第70号 財産の取得について（高規格救急自動車）

承認第18号 専決処分の報告について（平成22年度津幡町一般会計補正予算（第 3 号））

認定第 1 号 平成21年度津幡町一般会計決算の認定について

認定第 2 号 平成21年度津幡町国民健康保険特別会計決算の認定について

認定第 3 号 平成21年度津幡町国民健康保険直営診療所事業特別会計決算の認定について

認定第 4 号 平成21年度津幡町老人保健特別会計決算の認定について

認定第 5 号 平成21年度津幡町後期高齢者医療特別会計決算の認定について

認定第 6 号 平成21年度津幡町介護保険特別会計決算の認定について

認定第 7 号 平成21年度津幡町簡易水道事業特別会計決算の認定について

認定第 8 号 平成21年度津幡町公共下水道事業特別会計決算の認定について

認定第 9 号 平成21年度津幡町農業集落排水事業特別会計決算の認定について

認定第10号 平成21年度津幡町バス事業特別会計決算の認定について

認定第11号 平成21年度津幡町ケーブルテレビ事業特別会計決算の認定について

認定第12号 平成21年度津幡町河合谷財産区特別会計決算の認定について

認定第13号 平成21年度津幡町国民健康保険直営河北中央病院事業会計決算の認定
について

認定第14号 平成21年度津幡町水道事業会計決算の認定について

日程第5 町政一般質問

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分

＜開会・開議＞

○議長【谷口正一君】 ただいまから、平成22年第4回津幡町議会定例会を開会いたします。

本日の出席議員は、定数18名中、18名であります。

よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

＜議事日程の報告＞

○議長【谷口正一君】 本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたので、ご了承願います。

＜会議録署名議員の指名＞

○議長【谷口正一君】 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、津幡町議会会議規則第120条の規定により、議長において11番 南田孝是議員、13番 山崎太市議員を指名いたします。

＜会期の決定＞

○議長【谷口正一君】 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は本日から9月13日までの8日間といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長【谷口正一君】 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から9月13日までの8日間と決定いたしました。

＜会議時間の延長＞

○議長【谷口正一君】 なお、あらかじめ本日の会議時間の延長をしておきます。

＜諸般の報告＞

○議長【谷口正一君】 日程第3 諸般の報告

をいたします。

本定例会に説明のため、地方自治法第121条の規定により、町長に出席を要求いたしました。

説明員については、お手元に配付してあります。

次に、町長から地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定による

報告第9号 健全化判断比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定による

報告第10号 資金不足比率の報告について。

以上、報告がありましたので、お手元に配付しておきましたからご了承願います。

次に、本日までに受理した請願第16号から請願第18号までおよび陳情第6号は、津幡町議会会議規則第91条、第92条および第95条の規定により、それぞれ所管の常任委員会に付託しましたので報告します。

次に、監査委員から地方自治法第235条の2第3項の規定による平成22年5月分、6月分および7月分に関する例月出納検査の結果報告がありました。

写しをお手元に配付しておきましたのでご了承願います。

次に、教育委員会から地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条の規定による平成21年度津幡町教育委員会点検・評価の報告がありました。

報告書をお手元に配付しておきましたのでご了承願います。

次に、さきの6月議会定例会で可決された「国民健康保険に対する国庫負担の見直し・増額を求める意見書」、「未就職新卒者の支援策実施を求める意見書」、「小規模グループホームの防火体制強化を求める意見書」および「発達障害やその他文字を認識することに困難のある児童生徒のためのマルチメディアデジ版教科書の普及促進を求める意見書」につきましては、関係機関へ送付いたしましたのでご了承

願います。

以上をもって、諸般の報告を終わります。

<議案等上程>

○議長【谷口正一君】 日程第4 議案等上程の件を議題とし、議案第58号から議案第70号まで、承認第18号および認定第1号から認定第14号までを一括上程いたします。

これより町長に提案理由の説明を求めます。

矢田町長。

〔町長 矢田富郎君 登壇〕

○町長【矢田富郎君】 本日ここに、平成22年第4回津幡町議会定例会が開かれるに当たり、最近の町政の状況と提案いたしました一般会計および特別会計等の補正予算ならびにその他の諸議案につきまして、その概要をご説明申し上げます。

初めに、去る8月29日、地震や水害などの自然災害に備えるため第15回津幡町防災総合訓練を実施いたしました。当町では、これまで住民生活に直接被害が及ぶような災害は発生しておりませんが、災害はいつ起きるか分かりません。

災害時の被害を最小限に食い止め、被災者の救出救護を円滑に行うには、住民の皆さま方の防災意識向上とともに、日ごろから行政と地域住民が一致協力して災害に備える体制を整えることが必要であることは言うまでもありません。

本年は、昨年に引き続き住吉公園を会場に各地区自主防災クラブを初め、25の機関、約900人の方々に参加をいただき、主に地震被害を想定して各種訓練を本番さながらに実施していただきました。

住吉公園に隣接するつばた幼稚園では避難所設置運営訓練も行い、避難所開設に際しての安全確認を初め広報活動や名簿作成など、設置ならびに運営手順の確認を行いました。また、今回の訓練には車いすでの生活を送る障害者の方がみずから参加していただいたことで、災害弱者の支援体制や道路の段差など避難時の課題も

見えたようであります。さらに、津幡川右岸堤防では水防訓練を実施、地震による堤防の陥没や近年の局地的豪雨による大雨被害を想定し、洪水被害への備えにも配慮をさせていただきました。

この防災総合訓練に参加いただきました町民の皆さまを初め、早朝より訓練の巡視をしていただきました議員の皆さまには心よりお礼を申し上げる次第でございます。また、参加された皆さまがいずれの訓練にも真剣に取り組んでいただきましたことに大変心強く感じました。

今後も災害が発生した場合、速やかに対応ができるような体制づくりを目指してまいりたいと思っておりますので、町民の皆さまを初め、議員の皆さまのご理解とご支援をお願いいたします。

また、8月17日から25日までの間、今年度の中学生海外派遣交流事業の団長として、10名の中学生とオーストラリア、タウンズビル市を訪問してまいりました。

英語しか通じない中での4泊5日にわたるホームステイや現地の学校に体験入学した中学生たちは、訪問前に比べ大きく成長して帰ってきたと確信をしております。

中学生たちは「ホストファミリーとうまくやれるのか」といった当初の心配をよそに、全く憶することなく打ち解けて楽しい生活を送り、英語で懸命に話をしたり、時には単語による筆談をしながら心を通わせ、ホストファミリーと最高の思い出をつくってきたと思っております。

この事業を通じて得られた貴重な経験は彼らの財産となり、今後の学生生活はもとより、社会人になっても必ず生かされるものと確信しております。そして、それが将来の津幡町のために大きく役立つよう期待するものであります。

今回の訪問では、タウンズビル市のレス・ティロル市長とも懇談する機会がありましたので、今後の両市町の交流促進を確認してまいりました。

この交流事業をきっかけに、当町とタウンズビル市との相互交流が促進されることを期待しているところであります。

なお、後ほど一般議案でもご説明させていただきますが、中国地方が主会場となった全国中学校総合体育大会に、県大会を勝ち抜いた津幡中学校および津幡南中学校の生徒が出場されました。このほかにも小中学生や青年たちが全国大会に出場されるなど、若い人たちがそれぞれの分野で活躍されておられます。これも日ごろの練習の成果を発揮されたものと思っており、今後ともさらなる活躍を期待するものであります。

それから、大河ドラマ誘致実現を目指すために募集していたゆるキャラのデザインと愛称が決定したことはすでに報告させていただいたとおりであります。現在、大河ドラマ誘致推進のシンボルとして活用するため「よしなかくん」、「ともえちゃん」、「火牛のカーくん、モーちゃん」の着ぐるみや缶バッジ、ステッカーなどのグッズを順次作製しているところでございます。

今後、大河ドラマ誘致の広域連携を目指して、県を初め金沢市、小松市、加賀市など、ゆかりの地にも誘致活動を要請するとともに、本年12月には各市町の取り組み状況を発表するシンポジウムも計画しているところであります。シンポジウムには谷本石川県知事を初め、ゆかりの地の首長や議長にも参加を呼びかけ、誘致推進の機運を高めることとしておりますので、町民の皆さまを初め、議員の皆さまのご支援をお願いするものであります。

それでは、一般議案について、その概要を説明申し上げます。

議案第58号 平成22年度津幡町一般会計補正予算（第4号）。

本補正は、歳入歳出それぞれ1億1,348万9,000円を追加するものであります。

歳入の主なものを説明いたします。

10款地方交付税1,018万5,000円の増額は、普通交付税の本算定によるものであります。

14款国庫支出金500万円の増額は、更正医療給付事業による社会福祉負担金などであります。

15款県支出金3,133万8,000円の増額は、緊急雇用創出事業の追加に伴う労働諸費補助金やいしかわ子育て支援施設等活動充実事業などの児童福祉費補助金、障害者自立支援対策臨時特例交付金や心の健康づくり推進事業に伴う社会福祉費補助金、農地制度円滑化事業に伴う農林水産業費補助金などであります。

18款繰入金減額8,531万9,000円は、財源調整により、財政調整基金からの繰入金を減額したものであります。

19款繰越金3,761万1,000円の増額は、平成21年度一般会計決算に係る純繰越金のうち、既決額を除く残額を見込んだものであります。

21款町債1億1,297万4,000円の増額は、地方財政対策の財源不足分措置となる臨時財政対策債を増額するものであります。

続いて、歳出の主なものを説明いたします。

2款総務費271万5,000円の増額は、心の健康づくり推進事業による庁舎1階相談室の改修費および福祉センターホールのステージ床修繕費などの増額と町長選挙ならびに町議会議員補欠選挙費の選挙費用確定による減額であります。

3款民生費2,852万6,000円の増額は、いしかわ子育て支援施設等活動充実事業による保育園の備品整備のほか、生活保護者1名の給付対象追加による更生医療給付費の増ならびに障害者自立支援給付事業円滑化事業費などが主なものであります。

4款衛生費576万5,000円の増額は、民間事業者による雇用・就業機会の創出を促す民間提案型雇用創出事業費の追加などであります。

6款農林水産業費379万2,000円の増額は、農地制度円滑化事業費による農地基本台帳整備のほか農村公園管理費などが主なものであります。

7款商工費742万円の増額は、産業振興調整

室の設置に伴う職員給等の増およびゆるキャラ着ぐるみ制作費用の追加等による観光宣伝推進費などであります。

8 款土木費4,762万円の増額は、町道清水24号線ほか21路線において、舗装・側溝等道路施設の補修、町道倉見1号線ほか20路線の補修工事費、さらに町道潟端18号線ほか1路線の道路改良工事費などのほか、準用河川藤又川および明神川の堆積土砂の除去や刈安川において河床が洗掘された区間の護床工事を行うなど、道路、河川、排水路ならびに公園などの維持管理を行うものであります。

9 款消防費103万6,000円の増額は、宝くじコミュニティ助成交付金を活用し、富田女性防火クラブへ配置する軽可搬式消防ポンプ等を購入するものであります。

10 款教育費1,627万9,000円の増額は、私立幼稚園就園奨励費のほか、津幡中学校の軟式野球および津幡南中学校の卓球ならびに新人漕艇競技に対する全国大会派遣費や全国青年大会派遣補助金、小学生柔道を初め、ジュニアテニス、小中学生空手等の全国大会派遣費などが主なものであります。

第2表地方債補正は、地域活力基盤創造交付金による道路整備事業債と臨時財政対策債の限度額を変更し、地方道路整備臨時貸付金を新たに追加するものであります。

議案第59号 平成22年度津幡町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）。

本補正は、歳入歳出それぞれ7,754万4,000円を追加するもので、平成21年度決算による繰越金を財源に事業調整基金積立金ならびに償還金に充当する補正が主なものであります。

議案第60号 平成22年度津幡町老人保健特別会計補正予算（第1号）。

本補正は、歳入歳出それぞれ93万3,000円を追加するもので、平成21年度事業の確定による支払基金等償還金であります。

議案第61号 平成22年度津幡町介護保険特別

会計補正予算（第2号）。

本補正は、歳入歳出それぞれ3,998万7,000円を追加するもので、前年度繰越金の確定に伴う介護給付費準備基金積立金および国庫支出金等過年度分返戻金が主なものであります。

議案第62号 平成22年度津幡町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）。

本補正は、歳入歳出それぞれ2,133万9,000円を追加するもので、前年度決算額の確定に伴う繰越金を公共下水道整備基金に積み立てるものおよび人事異動に伴う人件費等の減額などあります。

議案第63号 平成22年度津幡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）。

本補正は、歳入歳出それぞれ66万3,000円を追加するもので、前年度事業費が確定したことによる消費税の増額および笠野第2処理場における汚泥抜き取りなどの管理費の増が主なものであります。

議案第64号 平成22年度津幡町バス事業特別会計補正予算（第1号）。

本補正は、歳入歳出それぞれ548万5,000円を追加するもので、浅谷地内バス回転所の舗装工事費および前年度繰越金をバス事業調整基金に積み立てるものであります。

議案第65号 平成22年度津幡町水道事業会計補正予算（第2号）。

本案は、収益的収入で2,300万円、収益的支出で2,581万4,000円をそれぞれ減額補正するもので、本年7月1日からの県営水道料金引き下げに伴う町水道使用料金改定による減収および県営水道受水費等の減額を行うものであります。

議案第66号 津幡町議会議員等の議員報酬及び費用弁償に関する条例及び津幡町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について。

本案は、議員が任期満了、辞職、失職、除名または議会の解散によりその職を離れた場合の議員報酬の支給を日割りに改正するものおよび

月額報酬を受ける特別職の職員で非常勤のものが任期満了、辞職、失職または罷免によりその職を離れた場合の報酬の支給を日割りに改正するものであります。

議案第67号 津幡町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。

本案は、一般職の職員の給与の支給に際し、その支給額から控除できる項目を定めるものであります。

議案第68号 津幡町男女共同参画推進条例について。

本案は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定めるとともに、町、町民および事業者の責務を明らかにし、町の施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、男女共同参画社会の実現を目的として定めるものであります。

議案第69号 町道路線の認定について。

本認定は、町道中須加16号線を道路法第8条第2項の規定により、町道に認定編入するものであります。

議案第70号 財産の取得について。

本案は、高規格救急自動車1台について、随意契約により2,887万5,000円で石川トヨタ株式会社と仮契約を締結中ですが、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条により、議会の承認をお願いするものであります。

承認第18号 専決第20号 平成22年度津幡町一般会計補正予算（第3号）について。

本専決は、実生保育園ほか2園の修繕費のほか、倉見分団の石川県消防操法大会への出場費および小中学校の給食用器具等の修繕費ならびに中学校全国大会等への派遣費など、緊急に必要なため総額775万8,000円を7月21日付で専決したものであります。

次に、認定第1号から認定第14号までは、平成21年度津幡町一般会計決算のほか、13件の決算の認定に係るものであります。

このほど、各決算書のとおり会計管理者および2事業会計から提出がありましたので、監査委員の意見をつけて本議会の認定に付するものであります。

以上、本議会にご提案を申し上げた全議案の概要をご説明申し上げたところでございますが、詳細につきましては各常任委員会において関係部課長より詳細に説明いたしますので、原案どおり決定、承認を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わります。

＜議案に対する質疑＞

○議長【谷口正一君】 これより議案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

ありませんので、質疑を終結いたします。

＜委員会付託＞

○議長【谷口正一君】 ただいま議題となっております議案第58号から議案第70号までおよび承認第18号は、お手元に配付してあります議案審査付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

なお、6月議会定例会で継続審査の陳情第3号および陳情第4号についても、よろしく審査方お願いいたします。

＜町政一般質問＞

○議長【谷口正一君】 日程第5 これより一般質問を行います。

なお、本定例会の一般質問は、一問一答で行います。

質問時間は、1人30分といたします。質問時間内におさまるように的確な質問をお願いいたします。

また、発言は挙手をし、議席番号、名前を言って、議長の許可を得てから行ってください。

それでは、通告がありますので、これより順次発言を許します。

2番 中村一子議員。

○2番【中村一子君】 2番、中村一子です。

まず、男女共同参画推進員と審議会について質問いたします。

2001年に津幡町男女共同参画推進計画策定委員会が設置されてから今年で9年目になります。そして今、この本会議に男女共同参画社会の実現に向け、男女共同参画推進条例が上程されました。町には8人の男女共同参画推進員がいます。また、条例の制定に向けて、8人から成る男女共同参画懇話会が設置されています。推進員8名と懇話会の委員2名は、公募によって選出されました。

推進員には12人が応募しまして、懇話会には6名の応募がありましたが、多数の方々の中からどのようにして委員を選んだのでしょうか。

ことし、男女共同参画推進員に応募したのは計12人と申し上げましたが、応募の内訳は男性が6人、女性6人、その中から男性5人、女性3人が選ばれ、懇話会には男性2人、女性4人の計6名の応募があり、男性1人、女性1人が選ばれました。懇話会全体の男女の構成は男性6人、女性2人です。つまり、推進員の男女比は5対3、懇話会の男女比は3対1です。推進員や懇話会のこのような男女比について、男女共同参画推進プランを考慮したのかどうか、説明を求めます。

男女共同参画推進に当たり、委員の男女比を同率とするべきではなかったか。少なくとも男女の数の均衡を図るべきではなかったか。町は男女共同参画推進プランに基づき、審議会や委員等の女性の割合が30パーセント以上を占めるよう努めるとしていますが、昨年4月時点で、その女性委員の割合は14.6パーセントで目標の半分以下しか達成されていません。女性委員が伸びない理由として、前村町長は「津幡町では共働き世帯が多く、家庭の都合などにより社会参加の意識を持ちながらも、参加できないのが現状である。」、「女性のみを優遇することは、

真の男女共同参画とは言えない。」と答弁されています。

しかし、本当にそうでしょうか。

女性が社会参加している分野には、極端な偏りがあります。その偏りの原因は、家父長制度に基づく戦前までの日本社会のありようにあるのではないかと。男女共同参画推進プランには、この偏りを是正する役割を持っているはずです。

町管理職や委員会、審議会や協議会、また、区長会は本当に女性が少ない。あるいは1人もいないというのが現状です。この議場を見てもしかりだと思います。女性に能力がないのではなく、社会の仕組みがその原因をつくってきたとも考えられます。

行政が率先して女性登用を図っていくことが大切であり、そのための推進プランであったはずであり、その実現のための仕組みづくりが求められ、目標実現に向かったの具体策が必要だと思います。

町長はどう取り組むべきと考えていますか。

男女共同参画懇話会は、条例を審議した委員会でもあります。その懇話会の男女比が男性75パーセント、女性25パーセントという現状は改めるべきです。条例制定後は、懇話会は審議会として存続します。推進員も審議会も男女の数の均衡を図るとともに、男女比に偏りが出ないような仕組みづくりを町に要望します。

条例には積極的改善措置として、男女共同参画推進条例の中には、附属機関等の委員は、男女いずれか一方の委員総数の10分の4未満にならないよう努めなければならないとあります。早速、男女共同参画推進員と審議会から実行していただきたいと思います。

男女が社会の対等なパートナーとして、企画、立案、方針などの決定の過程に共同して参画する機会を確保するために、牽引役である町は、率先して男女共同参画への仕組みづくりに取り組んでいただきたいと思います。

また、条例制定後は、例えば男女共同参画推

進室のような専門的な窓口も必要になってくるのではないのでしょうか。設置される考えはありますか。

○議長【谷口正一君】 矢田町長。

○町長【矢田富郎君】 中村議員の男女共同参画推進員と審議会についてのご質問にお答えいたします。

まず、津幡町男女共同参画推進員および津幡町男女共同参画推進懇話会の公募委員の選出方法につきましては、4人の委員で構成する選考委員会を設置し、応募の際に提出していただいた申込書による書類選考を行っております。

選考の際には、応募者の氏名、性別、生年月日、住所等をマスキングした申込書を選考委員に配付し、各選考委員がそれぞれ採点を行い、最終的に選考委員全員の点数の合計により公募委員を選考しているところでございます。

次に、男女共同参画推進員や懇話会委員の男女比について、津幡町男女共同参画推進プランを考慮したのかということについてですが、公募委員の選考につきましては、先ほど述べさせていただきましたとおりでございます。

また、町内の各種団体から推薦をいただいた委員も選任しておりますが、各種団体の事情を考慮いたしますと、女性のみを推薦対象とすることは難しい状況でもございました。しかし、真の男女共同参画社会の実現には、女性の参画を促すことのみでなく、男性の意識改革も重要なことであると思います。実際、懇話会では、男性も女性も関係なく真剣な議論が交わされたと聞いております。これこそが男女共同参画社会の目指すべきところではないのでしょうか。

今回上程させていただきました津幡町男女共同参画推進条例は、確かに女性委員の割合が少ない懇話会において審議されましたが、それによる弊害は全くないと思っております。

次に、審議会、委員会等における委員の男女の数の均衡を図るための仕組みづくりについてありますが、本年3月議会定例会でも同様の

質問があり、村前町長が答弁したとおりであり、公募とする限り、女性のみを公募の対象とするなど性別により選別することは、公平性を欠くと思われます。

今回上程させていただきました津幡町男女共同参画推進条例や現在の推進プランにおいてうたっております積極的改善措置とは、単に女性だからという理由だけで女性を優遇するためのものではございません。これまでの慣行や固定的な性別の役割分担意識などが原因で、女性は男性よりも能力を発揮しにくい環境に置かれている場合に、こうした状況を是正するための取り組みのことでございます。男女に関係なく、個人が個性を発揮できる仕組みをつくるため、条例案を今回の議会に上程させていただいたところでございます。

新たな仕組みづくりで、中村議員のご意見があれば、お伺いをさせていただきたいというふうに思います。

次に、条例制定後には男女共同参画推進室が必要ではないかとの質問でございますけれども、県内の状況を見てみますと、男女共同参画推進室を単独で設置している市町は、金沢市、七尾市および小松市といった比較的規模の大きな市であり、また、担当室や係制をとっている市町でも、専任職員ではなく兼務をしていると伺っております。

当町の現状では新部署設置による人員増は見込めず、当面は現在の体制を継続させていただきたいと考えております。

○議長【谷口正一君】 中村一子議員。

○2番【中村一子君】 再質問いたします。

答弁をお聞きしましたところ、このままでは男女比の構成は変わらないのではないかという印象を受けております。

この男女の数の均衡を図る。自然においても、男性が半分、女性が半分ということです。その中で、なぜ女性の参画ができないか。その現況把握をしながら、それに近づくように均衡を図

るように努めていく仕組みづくりをつくっていくのが、自治体の仕事ではないかと思っておりますが、いかがですか。

○議長【谷口正一君】 矢田町長。

○町長【矢田富郎君】 努力することにつきましては、やぶさかではございませんけれども、現状をということを考えますと、現在のような形になっているということもご理解を賜りたいというふうに思います。

○議長【谷口正一君】 中村一子議員。

○2番【中村一子君】 推進室ではなくて審議会ですけれども、審議会この75パーセント、25パーセント、これは審議会になっても変わることがないんですか。任期があと1年半あります。

○議長【谷口正一君】 矢田町長。

○町長【矢田富郎君】 今、中村議員の言われたとおり任期というものはございますので、その時点で欠けたりということでもあれば、またその時点で考えなければならないことになるだろうと思いますけれども、現時点では、任期はやはり大切にしなければならないものだというふうに考えております。

○議長【谷口正一君】 中村一子議員。

○2番【中村一子君】 任期は任期で、追加の人員があってもいいのではないかと。定員は一応10人以内となっておりますので、また考えてください。よろしくお願いします。

次、障がい福祉の問題についてです。

自治体の中で、仕事の中で、最も大切なことのひとつといえば、本当に困っている人をどう支援していくか。そして、だれもが安全、安心して暮らせる地域をどう築いていくかということだと思います。

ある統計によると、人は死ぬまでに平均して約7年間は介護なしでは生きていけない。あるいは、病気で療養しなければならないのだそうです。

新聞で読んだ記事でうろ覚えなので確かでは

ないんですが、歳をとっていく中で、いずれ障がいを抱えながら生きていかねばならないと書かれていたと思います。障がいは、生きている限りだれの身の上にも起こることです。

障がい福祉行政について質問します。

ことし7月に、津幡町障害児・者団体連絡協議会てんとう虫の会が発足しました。障がいがあっても安心して津幡町で暮らせることを願い、おじやママどれみの会、町肢体不自由児・者父母の会ラフ、町身体障害者福祉協議会、町手をつなぐ育成会の4団体が連携し、情報交換しながら自分たちができることを話し合っていくということです。早速、障害ボランティア養成講座が開かれ、8月には車いすで町の防災訓練に参加し、秋にはシグナス周辺のクリーンキャンペーンを予定しているそうです。

この会の設立に当たり、障がいを持つ家族、本人、支援をする人たちの地域社会に対する前向きで積極的な姿勢と行動がすばらしいと感じました。今後は、社会福祉協議会と連携して、てんとう虫の会を支援する体制を町にも望みます。その際の窓口はどこになるのでしょうか。

さて、5月20日に障害者地域自立支援協議会が開かれました。そこでもさまざまな報告、意見が出され、議論されたと思いますが、津幡町における障がい福祉の現状と課題は何でしょうか。

町長、よろしくお願いします。

○議長【谷口正一君】 矢田町長。

○町長【矢田富郎君】 障害福祉の現状と課題はとのご質問にお答えいたします。

津幡町障害児・者団体連絡協議会てんとう虫の会は、障害がある人やその保護者の方で組織されている4つの団体が、それぞれの活動や自分の団体が抱える問題につきまして、意見交換や一緒に活動を行うことで理解を深め合い、だれもが安心して暮らすことができるよう、みずからが何をできるかを話し合い、活動をしていくための会であると伺っております。

このようにして、てんとう虫の会の皆さんが積極的にまちづくり、地域づくりに参加されることに対しましては、深い敬意を表するものでございます。

現在、てんとう虫の会の直接の窓口は、町社会福祉協議会が担当しております。その行政所管課は健康福祉課となっております。町としましては、会の活動が今後ますます進展し、大きな輪に広がっていくことを期待しているところであります。

また、本町の障害福祉の現状は、障害のある人が年々増加しており、特に精神に障害のある人がふえ、その支援策が必要となっております。現在、法に基づいた事業や町が単独で行っている事業を展開しながら、障害福祉の向上に努めておりますが、その中で改善や見直しが必要なものにつきましては事業内容を検討しており、今年度は福祉タクシー制度の見直しを行い、障害者等外出支援事業を実施しているほか、自殺防止対策の一環として国庫補助を受け、心の健康づくり推進事業に取り組んでおります。

また、町では障害のある人が地域で生活していく上での課題を障害のある人を支援する関係機関で構成している障害者地域自立支援協議会におきまして報告しております。そして、お互いにその課題を共通認識とし、それぞれの活動に生かしております。

その中で、在宅で生活する障害のある人の引きこもりを防止するとともに、地域で自立した生活を送るために気軽に立ち寄って自分の悩みや相談を行うことができる場所が必要であるという意見も出ており、今後の検討課題となっております。

今後も地域自立支援協議会を中心としたネットワークづくりを推進し、障害のある人もない人も分け隔てなく、同じ地域で暮らせるよう、共生社会実現の推進を図りたいと存じますので、ご理解をお願いいたします。

○議長【谷口正一君】 中村一子議員。

○2番【中村一子君】 関連して質問させていただきます。

先ほど、障がい者の居場所づくりということが必要だと、そういう場所をつくるのが大事だというようなお話もあったかと思います。障がい者は、例えば学校を卒業した後、地元の人との交流の場がなくなる人たちも多い。障がい者と地域の人たちと一緒にやれることはないか。例えば、シグナスに障がい者が働く喫茶店づくりができないか。内灘町には、文化会館に障がいを持つ方が働くチャレンジド喫茶「虹」があります。かほく市にはライフクリエートかほくにカフェ・ショップ「ハニーホーム」が、金沢市には福祉喫茶「つづみ門」などがあります。それぞれ運営、仕組みは異なりますが、地域の人たちが障がいがある、なしにかかわらず、触れ合える場となっています。

障がい者を地域で支えるネットワークをつくることで、あるいは、障がい者と地域の人たちとの交流の場をつくり、その輪を広げていくことができないでしょうか。お願いします。

○議長【谷口正一君】 矢田町長。

○町長【矢田富郎君】 ほかの市町の話も聞かせていただきまして、今後、そんなような検討ができないものなのかどうかということを考えていきたいと思います。

○議長【谷口正一君】 中村一子議員。

○2番【中村一子君】 ありがとうございます。

それでは、障がい児教育について質問いたします。

国の推計では、小中学校の通常学級に在籍する発達障がいの児童生徒は約6パーセントで、1学級に数人在籍する計算になり、その人数は増加傾向にあります。

ことし6月、政府の障がい者制度改革推進会議の第1次意見書には、障がいの有無にかかわらず、すべての子どもが地域の小中学校に在籍することを原則としとあります。そして、本人や親が望んで互いに特別支援学校、特別支援学

級で在籍することができるようにするとあります。また、障がいの有無にかかわらず、それぞれの個性の違いと多様性が尊重され、人格を認め合う共生社会の構築に向けて、学校教育の役割は大きいとし、障がい者と障がいのない者が差別を受けることなく、ともに生活し、ともに学ぶ教育を実現することとしています。

幼稚園、保育園、小中学校での特別支援学級の状況について、また、特別支援学級は通常型学級の指導とはどのような違いがあるのでしょうか。

毎年12月に開かれる就学指導委員会では、障がいを持つ新入生や在校生に関する児童観察の資料を基に就学の方角づけを審議し判断すると聞いていますが、就学指導委員会とはどのようなものでしょうか。教育委員会は、この就学指導委員会の判断を受けて、保護者と意見調整をすると聞きましたが、実際はどのようにしていますか。

また、委員会に提出される児童観察の資料とはどのように作成されているのですか。

就学前の幼稚園、保育園児の保護者への子どもの発達に伴う相談支援体制は十分でしょうか。幼児段階での障がいの早期発見、早期支援、幼児期からの特別支援教育の推進が重要ではないでしょうか。

今後の課題として、啓発、つまり、特別支援学級への正しい認識を通じて障がい者と共生でき、多様性を尊重し合う高度福祉社会を目指す姿勢を社会全体に広げる必要があると思います。

インクルーシブな社会を構築するために、インクルーシブ教育システムの導入が必要だと思います。

インクルーシブとは「取り込んだ、包括的な」という意味で、障がい者を取り込み、障がいのあるなしにかかわらず、ともに生活し、ともに学ぶ教育のことです。

インクルーシブ教育について、教育長はどのように考えていますか。教育長、よろしくお願いします。

いします。

○議長【谷口正一君】 早川教育長。

○教育長【早川尚之君】 中村議員の障害児教育についてのご質問にお答えいたします。

本町には、今年度、小学校8校と中学校1校に合計16の特別支援学級が設置され、合わせて30名の児童生徒が在籍しております。

また、通常の学級におきましても、軽度の発達障害などにより特別な支援を要する児童生徒が、約30名程度在籍しております。

特別支援学級におきましては、一人一人の障害の程度に応じた個別の教育課程を定め、通常学級との交流の時間なども含めた教育活動を実施いたしております。

また、通常学級に在籍する発達障害等の児童につきましても、一斉授業の中で担任ができる限り一人一人の個に応じた教育支援を行っております。

この対応につきましては、学校長、学級担任はもちろんのことですが、各学校に特別支援コーディネーターという、その職、これ教諭も立てておりますけれども、中心となり、学校内の児童の実態の把握や、教職員の共通理解、保護者や外部関係機関との連絡調整などを行い、学校内だけでなく、県立いしかわ特別支援学校の地域支援室や私どもの町教育委員会などとの連携の中で、児童生徒を支援する体制をとっております。

また、学級担任を補う職として、特別支援教育支援員を町で採用しております。9月現在、小学校5校に9名、幼稚園に2名を配置し、特別支援学級や普通学級の児童、園児の日常生活上の介助や安全確保、学習活動のサポートなどを行っております。

なお、平成19年度より、特別支援教育に関しての町で教職員研修会を開催をいたしております。特に平成20年度からは、先ほど申しました特別支援教育支援員も含めて悉皆研修としまして、私どものほうで研修会を持っております。

今年度は、8月の25日、そしてまた、1月の20日、この2回をいしかわ特別支援学校より講師を招きまして、特別支援教育に関する研修会を行うということで行っております。

次に、就学前の児童の把握、支援体制についてでございますが、町の教育委員会では、かねてより必要に応じて幼稚園、保育園における就学予定児童の観察を行ってまいりました。そうした中で、就学前教育の重要性にかんがみまして、平成17年度からは幼稚園、保育園と小学校の連携事業を推進し、あわせて就学支援を必要とする児童の把握を行ってまいりました。さらに今年度からは、教育委員会担当職員が町保健師の幼稚園、保育園巡回や地域支援室の専門相談員派遣事業にも同席をさせていただきまして、この状況の把握に努めております。もちろん各学校におきましても、こういう子どもたちのことについての取り組みのあり方について研修を行っているところであります。

ちなみに、これらの巡回指導等を通し、これまでに受けた相談は、私ども教育委員会が受けた相談は、平成18年度延べ59件、実人数でいきますと35人、平成19年度には延べ101件、実人数29人、平成20年度延べ124件、実人数53人、平成21年度延べ124件、実人数91人という状況でございます。

これは、保育士の方とか、保護者の方とかからの相談を受けた状況でございます。もちろんこれは今後も継続していきたいというふうに考えております。

就学指導委員会についてのご質問ですが、この委員会は特別に支援が必要と思われる児童の就学について、医師や児童福祉を専門とする福祉関係者、教育職員等で組織し、必要な支援の教育形態、適正な就学先等について審議を行う機関であります。例年は、おおむね今おっしゃったように、入学校の決定が必要となる12月ごろの開催としております。教育委員会事務局職員や該当児童の担当保育士、入学予定の学校長

の児童の様子等について、そういう思いと保護者の思いを記載した資料を作成しまして、それらを基にこの就学指導委員会で慎重に審議をいたしております。

就学指導委員会の審査結果を受けまして、入学予定の学校長に必要な教育支援形態の連絡、そして指導を行うとともに、必要に応じて保護者と意見調整を行い、児童一人一人に最善と思われる就学先や必要な教育支援の内容などを検討、決定をいたしております。

就学指導に当たっては、一連の行政の手続きに終始してしまうのではなく、子育て支援の一環として、障害の発見、早期対応、児童生徒と保護者への継続した支援や相談を実施しているというふうに考えております。

最後に、インクルーシブ教育について申し上げます。

内閣府の障がい者制度改革推進会議が、障害がある子どもも原則として学籍を特別支援学校ではなく、地域の小中学校の通常学級に置くことなどを提言したことを受け、中央教育審議会でも現在審議が進んでいるというふうに伺っております。

津幡町の教育行政に携わる者にとって強く思っていることもございますけれども、インクルーシブ教育についてのその構築の理念につきましては、そういうふうに思います。そのとおりだと、共生していく、そういうことをやっていくべきだというふうに思いますが、実際、現場を預かっている者としてぜひお願いしたいことは、その障害を持った子どもたちと学校がしっかりと向き合う、そういうことができる、そのための条件整備を国の責任においてしっかりとしていただいた上で運用に入っていただきたい。そういうことは、子どもたちを受け入れるためには、大変多くの人材が必要になります。現時点でそのままやりなさいと言われても、とてもできるものではない。そのことは子どもたちに対しても大変失礼なことになりますので、条件

整備を整えた上で、私どもの現場へおろしていただける、そういうことをお願いしたいというふうに思っています。

以上で答弁を終わります。

○議長【谷口正一君】 中村一子議員。

○2番【中村一子君】 再質問します。

就学指導委員会の判断の中で、教育委員会が保護者と意見調整をするということですけど、明らかに判断結果が、お互いの、相互のですね、意見が合わないとか、うまくできないとかという場合はどのようになっているのか。

それから、学校と教育委員会と保護者との関係というのがあると思うんですね。そこで、うまく調整ができればいいんですけど、こじれた場合とかどのようなことになっているのかなってということが一つ気になりました。

それから、教室の場所とか、そういうものどのように配慮されているのかなってということ。

それから、先ほど相談する件数がどんどんふえていったということ、私も驚きだったんですが、このことについては、やはり相談窓口のさらなる充実ということを図っていただきたいと思いますし、お願いします。

○議長【谷口正一君】 早川教育長。

○教育長【早川尚之君】 お答えいたします。

まず、就学指導委員会の決定に基づいて、保護者の方とお話し合いを持たせていただきます。この時点で、子どもたちにとって現在のシステム上、何が一番いいのかということでお話をさせていただいて、私、今6年間そういうことに携わってきましたけれども、最終的には保護者の納得その他の中でそれぞれの進学校が決定している。今まで大きなトラブル、例えば、裁判に行くとか、そういう状況にはなっておりません。

それから、教室の場所につきましても、現時点の中で学校の構造上もありますし、できるだけ範囲のことを行うという形で、あるいは玄関のスロープが必要な場合は、そういうスロー

プもつくったりしているところでございます。

あと、件数がどんどんふえていく中で、先ほども言いましたように、町の町民児童、子どもたちとかかわりを持つ部署と力を合わせて連携をとりながら、よりかかわりを持てるようにしていきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長【谷口正一君】 中村一子議員。

○2番【中村一子君】 就学をどうするかというような問題については、専門家による適切な判断と、それから、障がいのある児童の就学先の決定に際する保護者の意見聴取が義務づけられているということで綿密な話し合いをされていることを望みます。

ともに生活し、ともに学ぶ教育インクルーシブ教育は、障がい者だけでなく、障がいのない人にとっても生きる力をはぐくむことになると思います。

続きまして、地域福祉計画策定の取り組みがおくれているのではないかという質問をさせていただきます。

2002年、地域福祉計画策定に向け、国は各都道府県あてに通知を出しました。

地域福祉計画とは地域住民の意見を十分に反映させながら策定するもので、地域福祉に関する理念と施策を有した、各自治体における地域福祉推進のための総合計画といってもいいもので、住民の生活に直結した地域福祉のあり方と実現に向けた具体策を提示するものです。

地域福祉計画は、孤立する高齢者の支援、介護支援、障がい者の支援、子育て支援、男女共同参画などを網羅しています。先ほどから一般質問した男女共同参画も、障がい福祉も、この地域福祉計画に組み込まれるはずのもので、安全、安心なまちづくりを目指すためにもこの計画を策定してほしいと思います。

この計画は地域住民の主体的な参加を大前提にしており、計画策定段階から住民が参加しなければなりません。多様性を認め合う住民相互

の連携を求め、住民みずからが主体的にかかわって地域福祉を推進し、福祉文化の創造を目指すというものです。

私は、インクルーシブ教育について触れ、教育長のお考えについてもお聞きしたところですが、この地域福祉計画の理念には、ともに生きる社会づくりとあり、ほかに住民参加の必要性、男女共同参画、福祉文化の創造の4つの理念が挙げられています。計画期間はおおむね5年とし、3年で見直すことが適当であり、計画を評価する体制が必要です。

10年前から計画策定の指示があったにもかかわらず、義務化されていないのでしょうか。

厚生労働省のホームページには、津幡町は地域福祉計画の策定のめどが立っていない自治体であると公表されています。熊本県は、全市町村で策定が完了しました。福井県、岐阜県、静岡県の中部3県を含む5府県は、すべての市町村で策定したか、あるいは策定のめどが立っています。

石川県は全国で計画策定率ワースト6位。2009年度までに策定が終了したのは、金沢市、能美市、加賀市、七尾市、羽咋市の5市。2010年度以降に策定予定は、かほく市、野々市町、志賀町の1市2町。策定未定は、津幡町を含む4市7町です。津幡町が全国ワースト6位の牽引役となっているのは、恥ずかしいことです。

津幡町は策定未定となっていますが、地域福祉計画策定に向けて、今後どのような時期、段取りで進めていくか。その予定はありますか。

また、仮称ですが、地域福祉計画策定委員会を設置するに当たっては、委員の選出方法、計画への住民参加の機会の確保、委員会の原則公開、傍聴できる体制が求められ、その審議の様子はいち早く公表されることが必要だと思います。この点についてもお聞きします。

町長、よろしくお願いします。

○議長【谷口正一君】 矢田町長。

○町長【矢田富郎君】 地域福祉計画策定の取

り組みがおくれているのではないかとのご質問にお答えをいたします。

全国の市区町村における地域福祉計画の策定状況ですが、平成21年度末現在では全国の自治体の48.5パーセントが策定済みであると聞いております。

しかし、町村におきましては全国の7割が未策定もしくは策定中であり、当町は決しておかれている状況ではないと思っております。

また、当町では地域福祉計画の策定こそはしておりませんが、県内では先駆的に地域支え合いマップづくりの作成を各区長さん、民生児童委員さんを中心に町内各地区で進めております。

また、中村議員さんもお存じのとおり、昨年度は県内で初めて認知症徘徊者対応訓練を津幡地区で実施し、さらに今年度は笠谷地区での実施を予定しております。現在でもこれらの事業を通じまして、地域福祉計画の目的の根幹となる地域での支え合い活動の普及、啓発の推進が図られていると考えております。

これらの事業は、国、県のモデル自治体として関心度も高く、注目もされており、担当職員らは厚生労働省や県内外自治体等主催の研修会の講師やパネラーに依頼されるなど、活動の実績を高く評価されているところであります。

今後は、これらの事業を地域福祉計画の主要事業の一つとして位置づけ、より一層の地域福祉の充実を図るため、平成23年度に計画策定に着手する予定であります。

なお、策定委員会の設置、運営、委員の選考方法などの詳細につきましては、今後十分に検討を行い、よりよい計画策定に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

○議長【谷口正一君】 中村一子議員。

○2番【中村一子君】 地域福祉計画策定委員会を設置するに当たってということで、これは国のほうから通達等がありまして、この委員会というのは原則公開とし、進捗状況について適宜公表するほか、住民等が傍聴できる体制をと

るなど配慮が必要であるとあります。

ぜひ、今後平成23年度から始められるということなので、このことについても考えていただきたいなと思います。

それでは続きまして、学校給食の地産地消推進の方針を進めてということで質問いたします。

津幡産の米が学校給食指定米として取り入れられました。お米が地産地消と言えるわけで、評判も大変よいと聞いています。子どもたちも喜び、生産者にとっても安定した需要が期待されます。お米に加え、給食のおかず、食材の地産地消への推進を求めて質問します。

国が勧める地域に根差した学校給食推進事業に、町は取り組んできた経緯があります。

現在、学校給食の食材は、どのようにして、どこから調達していますか。近隣地域で生産される農作物を積極的に給食の食材として調達する取り組みをしているのでしょうか。

みそや豆腐は、町の生産業者から仕入れているようですが、その他の加工品はどのようなか。また、肉や魚はどうしているか。地元のスーパーや商店から仕入れれば、町の経済の活性化につながると思います。また、生産者と購入者をつなぐ機能を有するJ A石川かほくにはJ Aグリーンが生産者直売所そくさいかんあるいは倶利伽羅塾、そして、新しくできた河合谷の郷即売所などを通して、その契約農家から給食の食材を求めることはできませんか。

町行政が給食の地産地消への方針をはっきりと打ち出し、町の方針が決まれば、それに向けての環境づくり、仕組みづくりが進んでいくと思います。しかし、町の方針がなければ給食の地産地消の推進はできません。

給食の地産地消への流通がしっかりすれば、いずれは、保育園、グループホーム、やまびこなどの福祉施設、それから河北中央病院などでも地元の食材を提供できるようになるのではないかと思います。

そのために、行政が給食の地産地消への方針

を打ち出すことが必要で、そうなればきっと、それになつた地産地消の流通が生まれるのではないかと。自治体行政が地産地消への方針を打ち出すことが肝心ではないかと思います。

この点について、町長はどのように考えますか。お願いします。

○議長【谷口正一君】 矢田町長。

○町長【矢田富郎君】 学校給食の地産地消推進についてのご質問にお答えいたします。

まず、個人的なことで申しわけありませんが、私は、この地産地消という言葉につきまして、地元の産物を地元で消すという意味にとれ、今回の答弁ではあえて地産地食、つまり、地元の産物を地元で食す、いただくという言葉で地産地食という言い方でお答えをさせていただきたいと思います。

最初に、学校給食の食材は、どのようにして、どこから調達しているのかとのご質問ですが、ご存じのとおり、町立幼稚園、小中学校における給食はすべて単独調理校方式をとっており、各学校においてそれぞれ調理を行い、食材につきましても、各学校ごとに、納入手続きを行っている状況でございます。

同じく町立の保育園におきましても、主食につきましては持参しているものの、副食、つまりおかずにつきましては各園で調理し、子どもたちに提供している状況でございます。

学校給食の食材の仕入れ先は、米飯、パンや牛乳の基本物資は石川県学校給食会の契約先からであり、肉や魚などは学校給食会があっせんする業者やJ A石川かほく、Aコープまたは学校近隣の地元業者から野菜、果物などと一緒に購入しているところでございます。また、田屋、岩崎、市谷の各営農組合にご協力を得ながら学校における米飯給食につきましては、平成20年10月から津幡産の有機米を使用しており、平成21年4月より週3回の米飯給食を週4回にふやし、実施しております。

地元農産物の使用は生産者の顔が見え、地域

の食文化に触れる絶好の機会であり、地元の農作物に対する理解や親しみがわき、生きた教材として活用ができ、また、安心して食することができるなど、好評を得ている状況でございます。

次に、町近隣地帯で生産される農作物を積極的に調達する取り組みはということでございますが、平成13年度からは笠野小学校におきまして、笠野園芸組合の方々のご協力をいただき地元産野菜の納入を行ってまいりました。しかし、組合の皆さんの高齢化により現在は中止している状況でございます。朝とれた野菜がその日の昼、学校給食において食することができ、子どもたちにとりまして非常に評判のいいものでございました。これは、小規模校という利点が功を奏したものであり、実際の発注、納入を考えた場合、価格面、品数、安定供給、品質、規格等、なかなか困難なものと判断いたしております。

今後もより一層の地元農産物の調達を進めてまいりたいと考えている一方、これらの安定供給などいろんな壁を除去できるシステムづくりがキーポイントかと思っております。

ご提案いただきました地元の直売所・即売所等におきましては、こうした課題とは反対のよさがあり、なかなか対応できないのではないかなというふうにも思われます。

最後に、行政が学校給食の地産地食への方針を打ち出すことが必要ではとのご質問でございますが、現時点におきましても、関係機関と連携しながら学校給食における地元農産物の活用率の向上、地産地食にも重点的に取り組んでおり、今後も農業振興、教育的効果という観点から、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

あわせて、現在作成中のつばた食育推進計画の中におきましても、学校給食における地元農産物の利用率向上を提唱しており、作成後はこれらに関係機関に配布し、行政としてより一

層の地元農産物の利用促進を図っていきたいと考えているところでございます。

○議長【谷口正一君】 中村一子議員。

○2番【中村一子君】 ありがとうございます。

よその地域はどうかと調べてみたんですが、学校給食から食育をとか、加治木町というところは地域に根差した学校給食推進事業というのをやっていたらいいと思います。

今、町長の話伺いましたら、昔、自分の子どものころを思い出しました。子どもはいつも給食を楽しみにしておりました。食べたい物は赤丸とか、そして何曜日にはこれが食べられるという楽しみにしていたおいしい給食、津幡町にはそれをぜひ今後も残していただきたいと思います。そして、流通に関しても地産地消を進めていただきたいと思います。

再質問なんですが、それではですね、その地産地消の目的の一つですけれども、地場産物の安定的活用というのがあると思うんですが、国の食育推進基本計画では、学校給食において都道府県単位での地場産物を使用する割合、食材数ベースというのを30パーセント以上とすることを目指していますが、もし分かればですけれども、津幡町での町内産の活用率っていうのはどのようになっていますか。分かればお答えください。

○議長【谷口正一君】 八田学校教育課長。

○学校教育課長【八田信二君】 中村議員の町内産の活用率ということでございますが、平成19年度、先ほどもお話ありましたが、調査をかけた経緯がございます。

この時点においての資料等は、現在の資料とは若干は品目については差はございますが、平成18年度5品目から平成19年度は13品目にふえておりますし、消費量についてもパーセンテージは変わっております。

以上でございます。

○議長【谷口正一君】 中村一子議員。

○2番【中村一子君】 また分かれば後ほど、

後で聞きに行きますのでよろしくお願いします。

それでは、ボートピアについてというか、次の質問をさせていただきます。

ボートピアの開発行為者である民間会社グッドワンが臨時排雪場を整備することになったことに関して、7月22日の北國新聞には「排雪場の確保ができていなかった町に対しグッドワンが地域貢献の意味を込めて整備する。」とのみ報道されていました。

一方、同じ日の北陸中日新聞には「業者は大量の残土を近隣で安価に処分でき、町にとっても豪雪時の排雪場を確保できる。」と報道されていました。

山林約2.7ヘクタールを掘削し、約6万7,000立方メートルの残土が排出され、そのうちの5万5,500立方メートルを車でわずか2分の距離の丘陵公園内の谷間に捨て、そこを臨時の雪捨て場に整備するという計画です。5万5,500立方メートルの残土というとどれくらいかイメージしますと、100メートル四方の面積に高さ5.5メートルに盛られた土ということになります。では、重さはどれくらいか。ふけ率を考慮して、比重は1.56から1.8ぐらいですから、残土の重さは約8万6,580トンから9万9,900トンになります。つまり、最大約10万トンの残土をどこかに移動しなければならない。さて、10万トンの重さ、これを想像することはなかなか難しい。例えば、怪獣ゴジラは2万トンですから、約5頭分になります。エンジェルスゴジラ松井選手なら何と100万人分です。石川県民全員の体重の合計よりも重くなります。10トンダンプで運ぶと仮定しますと、10トンダンプが1万台の量になります。

周辺の交通事情に影響が出るのではないかと。工事はいつから始まるのか。津幡町にボートピア、ギャンブル場は要らないと主張している自分としては、心配でたまりません。町民も同じ気持ちだと思います。

10トンダンプ1万台という量の残土をわずか

2分の距離に捨てることができるということは、町もボートピアの開発公社グッドワンに随分便宜を図っているものですね。見方を変えれば、残土処理場を町はグッドワンに提供したとも言えます。グッドワンにとっては、残土処理場、町にとっては雪捨て場、町はいつからギャンブル場の共同事業者となったのですか。

町長にお聞きします。

○議長【谷口正一君】 矢田町長。

○町長【矢田富郎君】 ボートピア開発行為者株式会社グッドワンに町が残土処理場を提供したのかご質問にお答えをいたします。

今回の臨時排雪場の設置につきましては、豪雪時の排雪場所の確保の面で大変重要で緊急性の高いものであります。これまで、現在建設しております津幡小学校の敷地を利用し対応してまいりましたが、それにかわる適当な場所がなく、町といたしましても苦慮していたところあります。

今回、開発行為者より残土を地域貢献のために有効活用したいと申し入れがあり、臨時排雪場の整備負担を含めて開発行為者が行うこととなり、町としても大変メリットの高いものであると考え、判断したものでございます。

よって、この臨時排雪場造成で株式会社グッドワンにとってメリットはあると思いますかとの質問につきましては、開発行為者のメリットのために行うものではなく、あくまで開発行為者の地域貢献であると理解をしております。

次に、残土は周辺の交通を妨げることなく運べるのかとのご質問につきましては、開発地から臨時排雪場への道路は郊外の幹線道路であります。交通量からして特に問題はないと考えております。なお、必要に応じて交通巡視員の配置も指導してまいりたいと考えております。

次に、工事はいつから始まるのかということにつきましては、開発行為者より臨時排雪場造成につきましては、10月には着工する予定だと聞いております。

以上です。

○議長【谷口正一君】 中村一子議員。

○2番【中村一子君】 本当に10トンダンプ1万台なのかどうかは分からないんですが、それぐらいかなと。そういう量をですね、あそこの2分で運べる距離ですけど、私も何回も走りましたが、かなりの交通量です。しかも、建設予定地から公園の谷間の捨てる場所に行くには、必ずや対向車が出てくるんですね。なので、その辺のことは非常に私は心配しております。

再質問ですが、それでは排雪場ということであるならば、ボートピアにたまった雪もその排雪場に捨てられることになるのか。そういうときには、ついだというか質問したいんですが、料金というのは取るものなのかどうなのか、徴収するものなのかどうなのかをお願いします。

○議長【谷口正一君】 岩本都市建設課長。

○都市建設課長【岩本正男君】 中村議員さんのご質問にお答えいたします。

まず、ボートピアの敷地についての排雪分は受け取るのかというご質問ですが、排雪につきましては、この地域はだめ、この場所はだめという指定できるものではないと考えております。

各集落で当然必要であれば皆受け取るようになりますから、その場所はだめだということは言えないというふうに思います。

もう1点ですが、排雪の費用的な問題でございますが、過去にもこういう臨時排雪場の設置につきましては、基本的にはこういうものについて受け入れについての有料にするということは考えておりません。

以上です。

○議長【谷口正一君】 川村産業建設部長。

○産業建設部長【川村善一君】 今、中村議員の再質問の中で、ボートピアの敷地の雪ですね、雪を町の排雪場へ入れるのかというご質問だったと思いますが、原則としてボートピアの排雪については受け入れはいたしません。

また、料金についても一般の町民からの排雪

であれば、料金を徴収いたしません。

以上でございます。

○議長【谷口正一君】 中村一子議員。

○2番【中村一子君】 それでは、最後の質問に入らせていただきます。

先ほども、議会報告、議会で町長がお話されておりましたオーストラリア中学生海外派遣事業について質問いたします。

オーストラリア滞在期間中、連日、北國新聞紙上に報道されていましたが、それを見ますと、町長は、タウンズビル市郊外の動物保護区域を訪れ、国立海洋研究所やタウンズビル市内の公園内での市民イベントを視察したとありました。

オーストラリア中学生海外派遣事業に町長が同行する行政上のメリット、行政上の目的は何か。

9日間の公務と引きかえに行く場合、それは町民にどう反映されますか。よろしく願います。

○議長【谷口正一君】 矢田町長。

○町長【矢田富郎君】 オーストラリア中学生海外派遣事業に町長が同行する行政上のメリット、行政上の目的は何か。9日間の公務と引きかえに行く以上、それは町政と町民にどう反映されるのかとのご質問ですが、平成20年第2回定例議会におきましても同様な質問を受けているようであります。

私が町長に就任して初めての中学生海外派遣交流事業であり、その事業の実施に当たり、前町長がお答えしたとおり、お世話になるタウンズビル市の学校や市役所に首長が直接出向き、あいさつやお礼等を行うことはごく当たり前のことであり、また、あわせて派遣した中学生の安全確保に努めることが責務だと考えております。

さらに、国際化が進む今日におきましては、20年、30年先の津幡町、日本の国の将来を担う生徒たちに、全く文化の異なる国での生活体験をさせることも大切なことであります。現に、

5日間のホームステイを通じて、生徒たちが大変たくましくなったことを私自身感じてまいりました。

また特に、今回の交流で平成18年度からお世話になっているタウンズビル市役所を訪れ、市長と懇談し、今後の両市町の交流促進とノーザン・ビーチーズ・ステイト・ハイスクールと相互訪問の可能性を確認させていただいたところであります。

この交流事業を通じまして、今後、町民の皆さまの交流も含め、具体的な交流が図れる取り組みを考えてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長【谷口正一君】 中村一子議員。

○2番【中村一子君】 ありがとうございます。

これで2番、中村一子の一般質問を終わります。

○議長【谷口正一君】 以上で2番 中村一子議員の一般質問を終わります。

次に、1番 荒井 克議員。

○1番【荒井 克君】 1番、荒井 克です。

それでは、私からは2点の質問をさせていただきます。

まず1点目は、災害時における要援護者に対する支援体制についてお伺いいたします。

ことしの夏は異常なくらいの猛暑が続く中で、熱中症等による被害が続出しております。近年は、地球温暖化現象に伴う影響もあってか、連日の猛暑やゲリラ豪雨など、日本全国はもとより世界各国においても異常ともいえる気象状況の中で自然災害がもたらす驚異を痛感しております。県内においても、能登半島地震や浅野川のはんらんなど記憶に新しく残っております。我が町においても、先ほど町長さんも言われたとおり、いつ大災害が発生してもおかしくない状況であります。

そんな中、洪水や地震に対するハザードマップもでき上がり、町民の災害に対する意識も少

しずつ高まってきているのかなと思いますが、次は、障がいを持った方や乳幼児、子ども、高齢者の方などを、いわゆる要援護者と言われる人たちの支援対策をどうしていくのか考えなければならぬと思います。移動が困難な人、車いすや補聴器などの補装具を必要とする人、急激な状況の変化に対応が困難な人など、さまざまな形で援護が必要となるでしょう。援護をする人も、その人がどういう状況であるか把握できるものがあれば対応も早くできることと思います。

近隣の市や町では、障がいを持った方の緊急時保管台帳やヘルプカードなどを作成していることはご存じでしょうか。

大変分かりやすく親切な対応になっていて、防災マップなどにも取り入れてあります。この台帳やカードを持つことにおいて、本人や家族の方の安心度が随分違ってくるはずです。いつ、どんな災害が起こるか分かりません。毎日が安心して暮らせることが、家族の願いかと思います。

先月の防災訓練において、2名の要援護者の方がみずから希望参加されました。私は、その方の行動に勇気をもらい、そしてこれからの訓練の重要な意味を持つことだと思いました。

今後、津幡町においても、要援護者の抱えるハンデを理解しつつ、生活状況を把握し、日常時のどのような点に配慮すべきかを学んでいくことが、防災対策を考えていく上では大変重要な課題だと思います。

そこで、現在の津幡町の要援護者に対する支援体制はどうなっているのか。また今後、緊急時保管台帳やヘルプカードの作成を考えているのか、矢田町長にお伺いいたします。

○議長【谷口正一君】 矢田町長。

○町長【矢田富郎君】 荒井議員の災害時における要援護者に対する支援体制についてのご質問にお答えいたします。

先月29日に開催されました町防災総合訓練に

は、体が不自由な方々がみずから訓練に参加していただいたことにより、災害時要援護者の支援体制や避難時の道路の段差などの課題や障害を持つ方々が積極的に支援を受けようとする姿勢も見え、支援の必要性を再認識させていただいたところでございます。

さて、津幡町では災害時要援護者避難支援プランを策定し、ひとり暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯、要介護認定を受けている方および障害者手帳の交付を受けている方等の支援について定めております。その中の避難情報では、要援護者の避難行動には比較的長い時間を要することを考慮し、避難勧告発表前に安全な避難行動が行われるよう、必要に応じて避難準備情報を発表することとしております。

現在、ひとり暮らしの高齢者および高齢者のみの世帯については、すでに台帳を提出していただき、要援護者名簿に登載しております。

今後は、要介護認定を受けている方、障害者手帳の交付を受けている方等の要援護者名簿登載について、該当支援を希望する方の同意を得、拡充を図ることを関係部署で検討しているところでございます。

ヘルプカードの作成につきましては、石川県肢体不自由児協会が全国的にもいち早く導入し、作成を行っていると同っております。また、近隣市町における障害者の団体でも、独自の作成の機運が高まっているとお聞きしております。

町といたしましては、関係団体と協議の上、ヘルプカードの作成につきまして検討してまいりたいと考えております。

要援護者に対する支援は、災害時のみならず、日常からの共助が大切であり、町民の皆さまのご協力を得ながら、安心して暮らせるまちづくりに努めてまいりたいと思っておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長【谷口正一君】 荒井 克議員。

○1番【荒井 克君】 どうもありがとうございます。

この課題は多くの皆さんの理解も必要であり、また、時間を要する課題だと思います。ただ、やっぱり大変な、大事なことでありますので、これからも一つ一つ進んでいきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

次に、2点目として、受動喫煙防止対策について伺います。

受動喫煙防止対策については、過去にほかの議員からご質問等があったかと思われませんが、私のほうからは、矢田町政が町民からの期待にこたえるべく、住みよいまちづくりを目指す行動の一環として、健康日本21や健康増進法、条約に基づき受動喫煙防止対策を含めたたばこ対策を推進し、町民の健康増進を図る対策として、町の対応について伺いし、要望するものでございます。

本年3月11日付にて、石川県より本町においても健康増進法第5条の規定から厚生労働省からの通知に基づき「多数の者が利用する公共的な空間については原則として全面禁煙すべきとされ、少なくとも官公庁や医療施設においては全面禁煙とすることが望ましいとされております」と、本町施設での対応を指示されております。

また、去る7月22日付にて、平成22年度公共施設における喫煙対策実態調査結果も石川中央保健所より通知されているかと思いますが、本町における公共の場、ロビー等における受動喫煙防止対策実施状況は、禁煙実施率が65.6パーセント、また、職員の執務室、事務室における実施状況は67.7パーセントで、いずれも完全分煙実施率は0パーセントという状況であります。

議員や公務員に対しては、国から地方に至るまでその姿勢や行動が今日ほど問われることはなく、我々も町民の範となるべく、行動や対応には努めていかなくはなりません。たばこがもたらす健康被害は、医学的にも科学的にもさまざまな形で立証されておりますが、少なくともたばこを吸わない人たちが精神的な被害を感じ

じざるを得ない状況は、取り除くべきことであるかと思います。

しかし、愛煙家の方々に対する配慮も同時に考えて、すべての町民が利用されやすい庁舎となるべく、その対策について町の見解を矢田町長にお伺いいたします。

○議長【谷口正一君】 矢田町長。

○町長【矢田富郎君】 受動喫煙防止対策につきましてのご質問にお答えいたします。

現在、当町の公共施設における受動喫煙防止対策といたしましては、まず役場庁舎および上下水道部庁舎におきましては、喫煙場所に分煙機を設置することにより分煙を実施しております。

次に、文化会館、体育館および河北中央病院におきましては施設内での禁煙を実施し、小中学校、幼稚園および保育園におきましては敷地内での禁煙を実施いたしております。

しかしながら、役場庁舎および上下水道部庁舎に設置の分煙機につきましては、分煙効果判定基準を満たしていないことや敷地内禁煙である小学校と同じ敷地にある公民館、コミュニティプラザにおいて、喫煙場所が存在することなどが課題となっております。

また、厚生労働省から官公庁や医療施設においては全面禁煙とすることが望ましいとの通知により、町政運営の基本方針を審議する内部組織の津幡町行政サービス推進会議では、町公共施設の禁煙対策について、現状を踏まえて検討をいたしました。その結果、役場庁舎および上下水道部庁舎におきましては、分煙機をすべて撤去し、施設内禁煙を実施すべきとの方針となった旨の報告を受けております。

荒井議員が言われるとおり、たばこを吸わない方々が受動喫煙により身体的、精神的に被害を感じる状況は、排除されるべきと思われますので、この報告に基づき、平成23年度実施を目標に役場庁舎および上下水道部庁舎の施設内禁煙を実施したいと考えております。

具体的には、正面玄関外に施設内禁煙の表示およびここでたばこを消していただくための灰皿を設置し、また、来客用喫煙コーナーとして北口玄関前の自転車置き場内に灰皿を設置し、職員用としては環境安全課横出入り口庁舎外に灰皿を設置することにより対応したいと考えております。

また、公民館やその他の公共施設におきましても、平成23年度までに原則施設内禁煙とし、施設の態様や利用者のニーズに応じた適切な受動喫煙防止対策を実施したいと考えております。

以上でございます。

○議長【谷口正一君】 荒井 克議員。

○1番【荒井 克君】 どうもありがとうございます。

この質問は大変しにくい質問でありましたが、愛煙家の皆さまにかなりおしかりを受けるかなと思いながら頑張って質問させていただきました。愛煙家の皆さまのおかげで、津幡町には毎年多くの税収もあります。私は禁煙をして約25年になりますが、たばこ税は1円も納めておりません。

また愛護家の皆さまのこれからのご協力を得まして、これから庁舎内もすばらしいというふうになってきてほしいと思いますのでよろしく願いいたします。

これで私の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長【谷口正一君】 以上で1番 荒井 克議員の一般質問を終わります。

次に、9番 道下政博議員。

○9番【道下政博君】 9番、道下政博でございます。

まず、きょうは5点について質問させていただきますが、最初の質問からさせていただきます。

まず1点目でございますが、バランスのとれた町の発展のために、教育・文化・芸術部門に

力点をということで提案をさせていただきます。

毎年、秋のスポーツ・文化表彰の際にいつも感じておりましたことですが、教育・文化・芸術部門の受賞者人数と比べると、明らかにスポーツ部門の受賞者の人数が多いことが気になっておりました。表彰者が多いというのは決して悪いことではありませんが、人数の偏りが気になります。

その要因として、私がこれまでに感じてきたことの1つ目を紹介しますと、まず、町が長い期間の取り組みとしてスポーツ部門に相当の力を入れてきた大きな結果にあると感じます。

また、2つ目の要因として、文化・芸術部門に比べると、スポーツ部門は個人や団体の順位を比較的つけやすいことから表彰者を選出しやすいという面も手伝って、結果的にスポーツ部門の表彰者が多くなってきているのではないかと考えられます。また、スポーツ部門では、チームや団体が多いということも大きな要因の一つかもしれません。

今後、文武両道と言われるように、スポーツ部門と教育・文化・芸術部門のバランスのよい人材の育成と町の発展を目指すなら、結果として少しスポーツに偏った形となっている原因をしっかりと分析し、今後はどうしたら教育・文化・芸術部門に焦点を当てバランスをとることができるか真剣に検討し、方向性を示すことが大切であると思います。また、その環境づくりが大切であると考えます。

今回、この一般質問をさせていただいたことで、その改革のきっかけになればと思い、私のほうから1点提案をさせていただきたいと思います。

例えば、選考基準の見直しを行い、建築や科学や医学での博士号取得者等を表彰者基準の一つにあげ、受賞者の枠を広げていくことも一つの手段ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

博士号の取得の方々は、その専門分野の世界

では広く紹介されて、また宣揚もされているものと思われますが、広く一般の町民までの紹介やその活躍が知られることが余りにも少ないように思い、残念に感じておりました。

津幡町民の中に教育・文化・芸術分野にもこんなにすばらしい活躍をしている人がいるのかを知ることにより、刺激を受け、必ずや将来を担う人たちによい刺激を与えるものと確信をいたします。

また、芸術部門等においても、もう少し枠を広げて、より多くの方が宣揚されるように、選考基準の見直しも必要な時期に来ているのではないかと考えますので、改革の提案をしたいと思います。

具体的な選考基準や部門の改革については、ぜひ、詳細にわたる検討をお願いしたいと思います。

早川教育長はどうお考えでしょうか。お考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長【谷口正一君】 早川教育長。

○教育長【早川尚之君】 道下議員のバランスのとれた町の発展のために、教育・文化・芸術に力点をについてのご質問にお答えいたします。

おっしゃるとおり、私は道下議員がおっしゃるように、子どもたちあるいは町民にとって、スポーツ、文化、文武両道の振興というのは大変重要なことだというふうに私も思っております。

そしてまた、多くの町民がスポーツもそうですし、文化・芸術の面にもいろいろ活動されておられるということも事実であると思いますし、感謝をしているところでもございます。

それではまず答弁に入りますけれども、11月3日の件についてから説明させていただきたいと思います。

文化の日に行われております教育委員会表彰の内容についてでございますけれども、教育委員会表彰には教育奨励賞がございます。これはご存じのとおり、町内の小中学生、個人に対し

て行うものであり、体育部門と文化部門に分かれております。この受賞者に対する内訳比率の違い、どうしてもスポーツが多く出ているわけでございますけれども、これは中学校における部活動のその子どもたちの参加している、活動している人数等にもよるのかなという思いをいたしております。体育部門と文化部門の加入率の割合が大体スポーツ8、文化部門2という形で子どもたちが所属している、その人数の違いの一因かなというふうに思っております。

ただし、平成18年度のように、両中学校の吹奏楽部の子どもたちが両方とも全国大会に出場したという年には、教育奨励賞文化部門の受賞者が113名でございましたけれども、体育部門受賞者は47名というふうにして、文化部門のほうが逆転している年もございました。

それから、スポーツ奨励賞はインターハイ、国体などの全国大会に出場した団体や高校生、大学生、社会人の個人に対して行うものでございまして、例年7、8名、個人的には7、8名、団体としては1から2の団体を表彰をしているというのが現状でございます。

文化・芸術の振興のためにバランスのとれた振興ということで、町としては町内の小学生を対象に、昨年度シグナス合唱団という、その文化部の学校の子どもたちへの対応ということで、児童生徒への対応ということでシグナス合唱団を結成し、昨年よりも今年度は人数がふえまして、37人の小学校3年生から中学校1年生まで、去年は小学生だけでしたんですけども、今年度はさらに中学生が加入してくれまして、児童生徒が毎月2回の練習をするという形で行っております。

それから、こういうことも契機として、今年度、条南小学校の5年生の子どもたちがNHKの小学校音楽コンクール、合唱コンクールにも参加するということが実際にできました。

このほか、これは学校関係の児童生徒を対象とした物言いをしておりますけれども、町内の

文化的には囲碁、ことしも小学校全国で4位という形もありましたし、子どもたちの文化的事業がどんどんふえてきているということで、大変喜んでおります。

これも冒頭で申しましたように、それぞれの団体の方々が一生懸命、個人的にも力いっぱい応援をしてくださるおかげだなというふうに思っているところです。

道下議員のおっしゃるバランスのとれた教育・文化・芸術部門に力点を置いていくためにも、表彰規程を検討する必要があるんじゃないかというふうに思っています。

このスポーツ奨励賞に相当する文化奨励賞的なものは、実際確かに、今ない状況です。現実には、町内の高校生が町外の高等学校で吹奏楽で全国大会に出場するということもあると思いますし、大学においても各種コンクールに出場して優秀な成績をおさめている方もおられると思います。それからまた、国民文化祭に参加する一般の方々もおられたのも事実でございます。そういうさまざまな大会やコンクールが開催されているために、ただ表彰基準を設定する、あるいは対象者を把握するという観点からは、大変難しいことも考えられますけれども、今後、津幡町の文化部門、芸術部門の振興のためにも、芸術奨励賞、仮称ですけどもそういう設置を検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

なお、博士号等の資格取得に関する表彰は、現在ある表彰の趣旨に合わないのではないかなというふうにも考えます。その資格を生かした文化活動、功績に対しましては、町の津幡町表彰の文化功労賞というところで対応ができるのかなという思いを持っております。

以上で答弁を終わらせていただきます。

○議長【谷口正一君】 この際、暫時休憩いたしまして、午後1時から一般質問を再開したいと思います。

〔休憩〕 午前11時56分

〔再開〕午後1時00分

○議長【谷口正一君】 ただいまの出席議員数は18名です。定足数に達しておりますので、休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

9番 道下政博議員。

○9番【道下政博君】 9番、道下政博でございます。

午前中から質問させていただいておりますが、5問の質問のうち1問につきましては、午前中終わりました。

続きまして、2問目の質問を午後からさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは2番目の質問、文化会館シグナスをできるだけ全館町民に開放せよということで質問をさせていただきます。

1点目の理由でございます。文化会館シグナスと図書館の利用率は大変高く、文化会館シグナスのロビーには、生け花や書道や絵画や写真展など、毎日のように所狭しといろいろな展示物が展示されており、広く有効活用されており、うれしく思っております。また、多くの町民が展示発表や見学をされており、大変喜ばしいことだと思います。ですが、まだまだ町内には多くの文化活動の団体や個人が発表の場が足りなくて困っているという多くの声が届いております。そういう方々に、借用料が高くなく、そして、多くの人の目に触れるチャンスを提供してあげることによって、より研ぎ澄まされた感性が磨かれ、もっと芸術性が向上する可能性が感じられますので、文化会館全室の有効活用策を再検討する必要があると思います。

2点目の理由といたしまして、小中学生や高校生が夏の暑いときに図書館に避暑に来て、本に触れることは大変喜ばしいことだと思います。ルールを守り、大いに利用していただきたいと思っております。また、受験勉強に集中するために、クーラーや暖房のきいた文化会館のロビーの空きテーブルを利用することも決して悪い

ことではないと考えますが、現実には会館の管理者より、ここは勉強するところではないので使用しないでもらいたいと注意を受けて追い返されたとの声が、以前より私の耳に入っております。私の気持ちとしては、町民が利用したいというのであれば、ロビーにテーブルやいすをふやしてでも大いに活用してもらおうのがよいのではないかと思います。こういった問題も同時に解決してほしいと思います。前向きな利用者にこたえる努力や協力は大変重要であると思います。

以上の理由から、文化会館施設の町民による直接有効活用をさらに促進させるためには、教育委員会事務室1階、2階ともの用途を展示室や学習室に変更して、できるだけ町民が直接利用できる環境に変えて、町民に開放する改革案を考えてもよいのではないかと思います。いかがでしょうか。

もしそうした場合、教育委員会はどこに行けばいいのかについては、町内の民間施設の活用など等々、いろいろ考えることができると思いますので、そのことも同時に検討する必要があると思います。一度、根本的に会館の利活用を考え直してみることが必要ではないか、そういう時期に来ていると思いますので、提案をさせていただきます。

早川教育長より答弁をお願いいたします。

○議長【谷口正一君】 早川教育長。

○教育長【早川尚之君】 文化会館シグナスをできるだけ全館町民に開放せよとのご質問にお答えいたします。

文化会館シグナスの開館以前、教育委員会事務局は本庁舎2階に構えておりました。会館完成とともに町民の文化活動の推進に資するため、そしてまた、会館の管理も含め現在の場所に移転いたしました。ご承知のとおり、町内では町の芸術文化活動が一段と活発化しておりまして、あわせて文化会館シグナスと図書館の利用率アップ、おっしゃったように大変高いものがござ

います。

図書館のほうは本の貸し出しはもちろんですが、ちょっと調べましたら、この4月以来、1日の図書館への入館者平均でも800名を超える方々が図書館に来られるという現状もございまして、大変すごい利用だなというふうに大変にうれしく思っているところです。

文化会館シグナスのロビーでは、多くの町民の方々が展示発表されており、今は書道のグループが下のロビーで展示をされております。こういうことをひっくるめても大変、一段と文化活動が盛んになってきたというふうに思っています。

また、町民の皆さまの強い要望で開放いたしました2階の学習スペースも十分に活用され、さらなるスペース拡大を望む声が多く寄せられているのも事実でございます。町内の方が来られて2階の学習スペースのところに入られて、何とみんな一生懸命、真剣に取り組んでいる、そういうすばらしい空間だ。学習の状況がすばらしいというふうにおっしゃる声も耳にしているところです。

そこで、民間施設の利用等も視野に教育委員会の移転を考えてはどうかとのご質問です。

私自身、個人的に、教育行政を担う教育委員会事務局は本庁舎内にあるのは大変いいなというふうに考えておりますが、ご承知のとおり、本庁舎も手狭で一部耐震化の必要もある建物であること、また、シグナスの管理、さらには北中条遺跡や加茂遺跡等からの発掘文化財の展示場所などの課題も多々ございます。従いまして、教育委員会の移転等に関しましては、町執行部と行政全体の見地から検討していきたいというふうに考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

なお、複合施設としての共有スペースであるギャラリー、ホワイエスペースにつきましては、特にホールで催事、催し物があるときは、その催事に参加する皆さん方の懇談場といえますか、

交流の場としてのスペースを考えておりまして、そういう場合には、学習スペースとしての、朝から来てずっといる皆さん方に対してご遠慮をお願いしていると、制限をご理解をお願いしているというのが現状でございまして、そういうかわりの中で、職員の言葉が高校生の勉強したいという皆さんに強い思いとして伝わったのであれば、そういう事情でやっていることもご理解いただくとありがたいなというふうに思っています。

いずれにいたしましても、職員は町民のさまざまな日々の要望を受けまして、少しでもその要望にこたえるため、そしてまた、より満足していただけるサービスの提供に努めていきたいというふうに思いますので、ご理解とご支援よろしくをお願いいたします。

以上でございます。

○議長【谷口正一君】 道下政博議員。

○9番【道下政博君】 ありがとうございます。

ぜひとも前向きな、またご検討をお願いをしたいと思います。

それでは続きまして、3点目の質問に移らせていただきます。

不育症の周知と治療費の助成をということで質問させていただきます。

妊娠はするものの流産を繰り返す場合があり、3回以上続くときは習慣性流産といいます。不育症は、こうした習慣性流産も含め妊娠が満期に至るまでに流産、早死産を起こしてしまうことの総称で、こうした事態が3回以上続いたときに不育症といいます。原因としては、子宮の奇形、子宮頸管無力症などの子宮の形態異常が関係していることもあれば、血液凝固障害や膠原病など全身疾患が関係していることもあります。また、夫婦の染色体異常、夫の感染症のほか、母親と赤ちゃんの組織適合抗原（HLA）が原因であることもあります。

国内では年間約8万人の患者がありますが、原因を突きとめ適切な治療を受けることで約8

割以上の方が出産可能となるそうで、治療期間の目安としては中から長期、数か月から数年間に及ぶことが多いそうです。ただ、認知度が低く、保険適用外となるため患者の負担が大きく、治療がなかなか進みにくいのが現状の課題であります。

治療費用の助成制度が進めば安心して治療に集中することができるようになると考えられ、少子化対策の一環ともなる重要な施策ともなりますので、不育症の周知と治療費の町独自の助成制度の創設を提案いたします。

矢田町長より答弁をお願いいたします。

○議長【谷口正一君】 矢田町長。

○町長【矢田富郎君】 不育症の周知と治療費の助成をとのご質問にお答えいたします。

不育症につきましては、ご質問にもありましたように、まだ認知度が低い病気であります。遺伝性や免疫異常など、さまざまな原因で流産、早産を繰り返し、ご夫婦、ご家族にとりましては大変つらく、悲しい思いをされていると拝察しております。原因が解明され適切な治療を行うことにより、無事出産に至る可能性もありますが、不育症に気づかず、適切な治療を受けていない方もいると思われます。

不妊治療費の助成につきましては、国、県の助成制度があり、町でも一部助成を実施しており、子どもを産み育てやすい環境づくりを推進してまいりました。

不育症につきましては、子どもができずに悩んでおられるのは不妊症と同様でございますが、現在は国、県の助成制度はなく、今後は機会をとらえ、国、県へ助成制度創設の要望をし、その動向を見きわめながら、町としても助成制度の創設を検討していきたいと考えているところでございます。

また、適切な治療につながるよう医療機関の協力を得て、普及啓発に努めてまいりたいと存じますので、ご理解をお願いいたします。

○議長【谷口正一君】 道下政博議員。

○9番【道下政博君】 ありがとうございます。

これについても、ぜひとも前向きに、また精神的な形で津幡町が取り上げていただければよろしいかなというふうに思いますので、お願いをしたいと思います。

続きまして、4点目の質問に移らせていただきます。

大河ドラマ誘致推進のPRポスターに人気アニメキャラクターの採用をということで提案をさせていただきます。

まず最初に、FNNフジニュースネットワーク記事を紹介いたします。「2010年8月1日、徳島市の眉山公園で、早朝にもかかわらず、大勢の人がポスター目当てに大行列をつくりました。この行列では「観光協会を呼べ」といった声が聞かれるなど、時に殺気立った光景も見られました。宮崎県から来た人は「これは「空（から）の境界」と「東方（Project）」のポスター。阿波おどりのポスターに並んでいます。我々オタクからしたら最高のやばいっす」と語っています。」

マニアの声ですのでちょっと意味が分かりにくいところですが、ポスターの1枚は川のほとりで夕涼みする浴衣姿の2人が描かれていて、もう1枚は阿波おどりの列にキャラクターたちが加わるにぎやかなものであります。ちょっと紹介をさせていただきます。これがポスターでございます。

〔道下政博議員パネルを掲示〕

インターネットから引き出したもので拡大しておりまして、画像等はちょっと落ちるかと思いますが、こういう奇抜なポスターでございます。阿波おどりのポスターです。日付等も入っておりまして、キャラクターがこの中に描かれております。これが大変な人気だということですね。後ろの方にも、こういうポスターでございます。

この萌え系阿波おどりポスターは2009年から登場し、市の観光協会の依頼で地元のアニメ制

作会社が制作したものであります。

ポスターを制作した制作会社の代表は「徳島にとっては、阿波おどりはとってもとっても大切なものと思うんです。これだけ反応をいただけるというのは、スタッフも大喜びでほっとしています」と語ったそうです。

一方で、人気が過熱し、2009年はトラブルも発生しました。ポスターを取られた店の人は、張ってから1日目か2日目にポスターがなくなっていたそうです。観光協会も主催者側もそんなに異常な人気をするとは思っていなかったもので、外の壁に張ったり、公園の掲示板のようなところに自由に張っていたんですが、それが異常人気して、次から次へと取られていったということです。

2009年はポスター窃盗で逮捕者も出る始末。徳島観光協会の高橋宏課長は「いろんなことが起こって、迷惑かけたらいけないので」と語っていたそうです。そして、2010年のポスターも、商店街などへ配布をされましたが、すでにインターネット上では高値で取引されていて、中には1枚10万円以上で落札されたものもあったという。そこで、観光協会は阿波おどりの普及という意味も込めて、1,000枚限定での無料配布を決めました。その情報に、全国各地から多くのファンが集まりました。そして午前5時10分、整理券の配布が始まりましたが、わずか15分で終了しました。整理券をもらえなかった人は「ちょっと考えが甘かったな」と語っていた人もいたそうです。午前10時、ポスター配布のスタッフが「整理券の用意をお願いします」と呼びかけると、「待ってろよ、おれの嫁」という声が聞こえてきたり、待ちに待ったポスターの配布が始まり、念願のポスターを手に入れた人は「もう、w k t k (ワクテカ) がとまらないです」ちょっと意味が分らないですけども、専門用語みたいで。「この子、私の嫁です」、「かわいいキャラが要所にちりばめられていて、すごい手に入れて満足しています。阿波おど

にも来ます」などと語っていたそうです。徳島の阿波おどりは、8月12日からでありました。

私からの今回提案は、ポスターの件であります。

大河ドラマ誘致のポスターをもしつくる予定があるのであれば、ぜひ、この大人気に乗じた形で人気アニメキャラクター採用のポスター作成を提案をしたいと思います。どうせつくるなら全国で話題になる、また、全国から注目を浴びるポスターをつくっていただきたいという提案をさせていただきます。

それとは別に、すでに当町ではキャラクターグッズを進めていただいております。これとその上にまだポスターもつくれかという話がひょっとしたら町長の中にあって、すごいなというふうにイライラされるかもしれませんが、ぜひともこの機会ですね、機運が盛り上がってきているときにこそポスターをつくり、そして全国に、また、NHKに届けと言わんばかりの、津幡町民の、我々の思いをこのポスターに乗せていければ、また話題がつくれればとこういう思いで提案をさせていただきたいと思います。

矢田町長のご意見をお聞かせいただきたいと思います。

○議長【谷口正一君】 矢田町長。

○町長【矢田富郎君】 大河ドラマ誘致推進のPRポスターに人気アニメキャラクターの採用をとのご質問にお答えさせていただきます。

初めに、谷口議長を初め議員の皆さまには、大河ドラマ誘致推進の機運向上、県および県内市町への連携要請など、さまざまな活動にご尽力を賜り、まことにありがとうございます。

ご提案のアニメキャラクターを採用したポスターの作成についてでございますが、徳島市では県を代表する阿波おどりに若者の参加を推進するためPR効果をねらい作成したものであると聞いております。大変人気があったこと、影響が大きかったことも確認しております。

一方では、萌え系阿波おどりポスターがネッ

ト上でも高額で売買されたことや地元商店街に張り出されたポスターが盗難にあったということなども聞いております。また、徳島市観光協会では、阿波おどりを含めた年間数回のイベントすべてにアニメキャラクターを活用しており、使用権が年間1,000万円を超える額であるというふうにも伺っております。

さて、平成21年12月の第8回議会定例会の一般質問で、道下議員から大河ドラマ誘致推進にゆるキャラの提案をいただきました。

本町では、本年度当初よりゆるキャラの公募を行い、7月16日に決定したところであり、現在、そのゆるキャラの着ぐるみやキャラクターグッズの作成を順次行っているところでございます。本町で決定いたしましたゆるキャラは、誘致推進協議会、実行委員会におきまして、好感の持てるかわいらしいキャラクターにふさわしいものとして決定させていただいたものであり、人気の有無につきましては今後の状況を見なければ判断いたしかねますが、デザインなど見ましても今後の効果は期待できるものと考えているところでございます。

若者の参加を目的に、人気アニメを採用することは一つの手段として有効であると考えますが、本町の目標はNHKに対しての大河ドラマを誘致推進するものでございます。

現在、大河ドラマ誘致推進協議会、実行委員会では、本年度の目標であります石川県内外との連携を図ることを目的に、12月23日に開催する義仲と巴シンポジウムの成功に向け準備を進めているところでございます。

シンポジウム開催に当たり、ポスターの作成も必要となっておりまいますが、現在は一定の年齢層にのみPRするものではなく、幅広い方々から親しみのあるポスターでPRしたいと考えております。そのポスターに掲載するとなれば、まずは本町で決定したゆるキャラを活用したいと思っておりますので、ご理解とご協力をお願いを申し上げます。

○議長【谷口正一君】 道下政博議員。

○9番【道下政博君】 ありがとうございます。

今のゆるキャラの着ぐるみ等進めていただいておりますことを感謝申し上げまして、また12月開催のシンポジウムについても大成功いたしまして、またいろんな意見を述べさせていただきたいというふうに思います。

それでは、最後の5点目の質問に移らせていただきます。

危険箇所の横断歩道に信号の設置を急げということで提案をさせていただきます。

8月23日6時45分ごろ、横浜の町道で自転車に乗っていた84歳の男性の死亡事故がありました。シグナス通りの中央公園向かいの横断歩道に、ことし5月に近隣住民から信号をつけてほしいとの要望をいただいております矢先のことで、私は大変ショックを受けております。中央公園前の横断歩道のところはちょうどスピードが乗る箇所みたいで、自動車はビュンビュン飛ばして、歩行者が手を挙げてもとまってくれないので、しびれを切らしてつい危険を承知で無理にでも横断してしまう大変危険な箇所、場所であります。もう二度と死者を出してはいけないと思いますので、できるだけ早くに押しボタン式の信号の設置をとの要望をいたします。

また、役場周辺には、そのほかにも危険な箇所の要望が届いていると思います。例えば、中須加橋南部の三差路にも信号の要望は来ていると思いますが、今後のいち早い対応について対策を問います。

矢田町長より答弁をお願いいたします。

○議長【谷口正一君】 矢田町長。

○町長【矢田富郎君】 危険箇所の横断歩道に信号機の設置を急げとのご質問にお答えいたします。

道下議員ご指摘の横浜地内での交通死亡事故を含め、津幡町内でことし1月からの死者が6名を数え、残念ながら多くの高齢者が犠牲になっております。

津幡警察署では8月27日に交通死亡事故多発・非常事態宣言を発令し、本町では町街頭交通推進隊による赤ランプ点灯監視作戦を事故現場の路線で実施したほか、8月31日には福祉センターにおきまして高齢者250名の参加のもと、緊急の高齢者交通安全の集いを開催し、薄暮時から夜間にかけての外出には、運転者も歩行者も十分注意を払うよう呼びかけたところでございます。

信号機の設置につきましては大変重要であると認識しており、中須加橋の南三差路など、地元から要望書が提出されている箇所につきましては毎年、津幡警察署に要望してるところであります。その後、それらの要望箇所が県公安委員会の信号機整備マスタープランに登録され、同委員会におきまして、設置の調査、検討がなされるわけでございますが、県予算も限られておるようでございます。いずれも交通量などの関係で、これまでは見送りとなっているところでございます。当該横断歩道につきましては、それらの対象とは成り難く、信号機設置の前に、横断歩道の視認性を高めるなど、現在、街路照明灯の増設改良も含め検討中でございます。

ともあれ、交通事故抑止につきましては、警察署、関係団体等と連絡を取りながら交通安全のさらなる周知を図り、地域の安全を守り、安心なまちづくりに努めてまいりたいと存じますので、ご理解を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長【谷口正一君】 道下政博議員。

○9番【道下政博君】 ありがとうございます。

今の信号の件につきましては、当然、私も理解をしています。予算がなかなか回ってこないということで。ただ、死人がたくさん出てからでは遅いということで、何とかできるだけ早目に、またいろんな意味での対策を含めて取っていただきたい。こういう願いでございます。どうかよろしくお願いいたします。

以上、5点にわたる道下からの一般質問を終了させていただきます。

ありがとうございました。

○議長【谷口正一君】 以上で9番 道下政博議員の一般質問を終わります。

次に、11番 南田孝是議員。

○11番【南田孝是君】 11番、南田孝是です。

私のほうからは、2点について質問をさせていただきます。

初めに、健康づくりのための施策として、公園に健康遊歩道の設置を提案したいと思います。

いろんな形の石を敷き詰めた遊歩道をはだしで楽しんで歩くことは、健康づくりにとても役立ちます。足の裏は、第2の心臓と言われるように、体の中で重要な働きをしています。足の裏には体の臓器つながっている、いわゆるつぼが集中しており、その足の裏をマッサージして血液循環をよくすることは、体の疲れをとり、内臓の機能強化をすることに役立ちます。また、血液は心臓というポンプの働きにより体内に循環しています。その心臓から最も遠い位置にある足の裏に送られた血液は、再び静脈を通って心臓に押し戻されます。そのため、末端の筋肉である足裏をもんで刺激することは、血液の流れをスムーズにして心臓の働きを助けます。また、老化は足からと言われるように、足の老化は体のさまざまな部分に影響を及ぼしています。

一例ですが、兵庫県の三田市福祉センター東側に「はだしのこみち」と名づけられた遊歩道が設置されています。このはだしのこみちは、平成8年ごろに、東洋医学や古くからの足裏健康法をヒントに、散歩気分を楽しみながら健康維持、向上ができるようにつくられたそうです。全長45メートル、十分の長さがあり、初めは痛くて歩けないが、なれてくるとだんだん快感に変わり、痛気持ちいという感じだそうです。

最近では、自然石をうまく敷き詰めて、そこを歩くだけで足裏の刺激が手軽にできる健康遊歩道、はだしのこみちの設置の輪が広がってい

ると聞いております。

当町から近い距離に、私が知っている健康遊歩道は、富山空港の近くにありますが健康パークが知られています。屋外健康づくりの遊びを通して、体力づくりの一つとして設置されたそうであり、屋外での健康づくり施設として、当町でも設置する意義が十分にあると私は感じております。特に今、造成中の北部公園にはぜひ設置してほしいと思っております。

足つばで健康チェック、簡単にだれでも、いつでもできる健康法ではないでしょうか。健康づくりの施策の一つとして、公園に健康遊歩道をぜひ設置してほしい考えを私は思っています。

町長の見解をぜひお聞かせください。

○議長【谷口正一君】 矢田町長。

○町長【矢田富郎君】 南田議員の公園に健康遊歩道の設置をとのご質問にお答えいたします。

公園の施設につきましては、公園の規模、用途に応じて子どもからお年寄りまで幅広く利用していただけるよう、また、地元の方々のご意見、ご要望を参考にしながら計画し、整備を進めているところでございます。

近年、町といたしましては、健康食品や健康グッズなど健康志向の高まりを受け、公園整備におきましては、子ども向けのすべり台などの複合遊具のほか、大人が楽しみながら健康づくりができるフィットネス遊具などを整備しております。

ご提案の健康遊歩道につきましては、気軽にだれでも簡単に利用でき、健康づくりに役立つもので、さらに公園の規模に合わせていろいろなタイプのものが設置でき、また、一般の遊具と違い、設置後の維持管理が軽減され、経費削減の効果が期待できると考えております。

今後、公園整備におきまして、現在整備中の（仮称）津幡北部公園や公園施設の老朽化に伴う更新が必要な都市公園につきましては、健康遊歩道の設置も考えたいとは思っているところでございます。

○議長【谷口正一君】 南田孝是議員。

○11番【南田孝是君】 前向きによりしくお願いしたいと思います。

続いて、2点目に入ります。

高齢者の孤立化防止対策として配食サービス、地域福祉計画について、町長にお尋ねいたします。

当町には、65歳以上のひとり暮らしの高齢者が4月現在570名で、配食サービスを利用している方が21年度実績で18名、4,467件と聞いております。

私は、配食サービスを希望するすべての高齢の方が安心してサービスを受けられるように、高齢の方が生き生きと生活していくための毎日バランスのとれた食事をとれるようにすべきだと思っております。高齢者配食サービスの利用条件に該当しない方にも実費負担や安否確認につながるサービスもあっていいのではないのでしょうか。

人は食わなければ命を維持できない。そしてまた、何を食するか。質、量、栄養価が大事という考えに沿うと、福祉給食事業、配食サービスの充実をぜひ考えるべきだと思っております。

介護保険外の在宅支援サービスの実施は自治体ごとの判断にゆだねられ、県内でも配食サービスの内容はばらばらで実施されています。提供価格、質、量、視覚のバランスを考えた食事や高齢者のひとり暮らし、2人世帯などのケアの問題に対して、いかにして有償ボランティアをしてくれる人の人材の確保、それから、報酬よりも生きがいや楽しさに比重を置いた労働形態の人材を育成することによって道が開けてくると思います。福祉給食事業、配食サービスは、地域内の高齢者見守り活動の一環にもなり、住民と住民、住民と社会とのかけ橋となり、地域活性化と利便性に貢献する事業として、ぜひとも福祉給食事業、配食サービスを展開してほしいと思います。

私は、面倒なときに頼める配食サービスが身

近にあること、安心して頼めるということは、心強い高齢者の一つになるのではないのでしょうか。

それから、配食サービスを行うときには、配食事業者認定も必要だと考えております。ぜひともよろしくお願ひしたいと思っています。

次に、関連して、先ほども一般質問があったんですが、地域福祉計画について8月21日の読売新聞に、厚生労働省は市区町村が策定する地域福祉計画に盛り込まれた施策のうち、高齢者の孤立化防止や所在把握などに役立つ先進的事例を全国展開する方針を固めた記事が掲載されていました。現在、テレビでもよく問題になっています100歳以上の高齢者の所在不明問題の対策の一環とするねらいから、9月中に都道府県を通じて具体的事例を集め、ことし中にも市区町村に紹介する。また、優良な事例は、国の補助事業とすることも検討している記事があります。

それから、社会福祉法では、高齢者や障害者らが地域で充実した生活を送れるよう、各市区町村が地域福祉計画を策定するよう求めています。計画は市区町村が独自に定め、高齢者の孤独死を防ぐため、民生委員や町内会による高齢者世帯の孤立化防止や見回り活動などの支援策を盛り込んでいる場合もあります。

例えば、秋田市の地域福祉計画では、水道メーターの検針員が検針の際、ひとり暮らしの高齢者宅を見回るなどの支援策です。

また、愛知県北名古屋市の計画には、70歳以上のひとり暮らしの高齢者に、安否確認などを目的として牛乳を配達する事業が盛り込まれているそうであります。現在、高齢者の所在不明問題をめぐっては、根底に地域社会や家族のつながりの希薄化が指摘される一方、2009年度末現在で全国1,750市区町村の51.4パーセントに当たる900市区町村が地域福祉計画を策定していない、行政の対応も必ずしも十分でない現状が報告されていました。

また、厚生労働省は8月13日、都道府県経由で計画を策定していない自治体に早期に計画を策定するよう通知しており、先進事例の全国展開も計画策定の動機づけとしたいという記事もあります。

津幡町での地域福祉計画についての策定について、高齢者孤立化対策を通した面から答弁をお願いしたいと思います。

○議長【谷口正一君】 矢田町長。

○町長【矢田富郎君】 高齢者の孤立化防止対策につきましてのご質問にお答えいたします。

現在、本町におきましては、高齢者の介護予防事業の一つとして食の自立支援事業を実施し、高齢者のみの世帯で生活し、心身の都合により自分で調理をすることが困難な方を対象に、民間業者に委託して弁当の宅配サービスを提供しております。

栄養バランスを考えた献立メニューによる食の確保とともに、本人に直接弁当を手渡すことにより、同時に高齢者の安否確認を行っているところでございます。

そのほか、外部の人との接触が少ない単身者など、本人の日常の状態が把握しにくい方に対しては、それぞれの生活状況に応じて、新聞配達員や隣人の協力を依頼するなど個々に対応している方もおり、状況に合わせた高齢者の安否確認を行っております。

今後は、関係機関、各種団体および事業所と協議、連携し、ご提案のあった配食サービスを初めとする各種サービスを活用した安否確認の方法の見直し、検討により、高齢者の孤立化防止対策推進に努めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、津幡町での地域福祉計画についてでございますが、ご指摘があった地域福祉計画の県内市町の策定状況は、19市町のうち現在5つの市のみで策定されており、石川県自体におきましても都道府県計画が策定されておられません。

現在の状況につきましては、先ほど中村議員

にも答弁させていただきましたとおりであります。このほど全国的に高齢者の所在不明問題が生じたことは、希薄となりつつある地域のつながりの大切さを改めて考えさせられる機会となりました。

こうした中、自分が住む地域で安心して幸せに暮らせるような地域づくりを推進していくため、本町におきましても地域福祉計画の策定を次年度から着手したいと考えております。

この地域福祉計画は社会福祉協議会との連携協力が必要不可欠であり、また、両輪となって推進していかなければならないと考えております。南田議員には、日ごろから町社会福祉協議会の副会長として、いろいろとご尽力をいただいているところであり、今後も社会福祉活動の推進にご理解、ご協力を賜りたいと存じます。

○議長【谷口正一君】 南田孝是議員。

○11番【南田孝是君】 どうもありがとうございます。

地域福祉計画というのは、なかなか一長一短ではできないものではないと思っております。

私が好きな川柳に「差し出した 手から広がる 思いやり」、思いやりの精神こそがこれから大事かと思っております。

また皆さんのご協力をよろしく願いいたします。

これで一般質問を終わります。

○議長【谷口正一君】 以上で11番 南田孝是議員の一般質問を終わります。

次に、4番 角井外喜雄議員。

○4番【角井外喜雄君】 4番、角井です。

まず初めに、企業誘致にかかわる質問をいたします。

これまで、歴代の町長は人材と地の利を生かし、常に企業誘致に取り組んできたかと思えます。県内一の元気な町を継承した矢田町長にお伺いをいたします。

野々市町の市制施行が実現すれば、当町は県内一の町となります。北バイパスが全面開通し、

加賀、能登、富山をつなぐ交通の要衝となります。しかし、軟弱な地盤と十分とは言えない地下水が企業誘致の業種を制限し、誘致の足かせになってきたかと思えます。さらに、経済不況が追い打ちをかけ、現状は非常に厳しい状況にあることは私も理解をしております。

町長は、金沢まで行かなくとも若い人たちが町内で働けるようにしたいと、さきの町長選で訴えていました。

企業誘致は財政面でも大きく影響し、大手企業が進出している隣のかほく市の平成20年度法人市民税額は3億7,690万円に対し、当町は2億2,200万円。固定資産税や住民税を合わせれば、税収に大きな開きがでてきます。

町内の工業団地は杉瀬、旭山、富田の3か所、このうち唯一、旭山工業団地の1区画2万733平方メートルが残っているのにすぎず、長引く不況のもとで早期売却に取り組んでいることと思えます。バブル末期に計画された団地であり、割高感があり今日の厳しい経済状況下で苦勞しているかと思えます。

今後、当町に進出を検討する企業が出て、現状で売り込めるのは現在申し上げました旭山の1区画のみであります。

まず、安価な工業団地の造成が急務になってきているかと思えます。

矢田町長の幅広い人脈を生かしたトップセールスでさらに町を発展させ、企業誘致はもちろんのこと、定住促進を見据えたまちづくりの考えをお聞かせください。

○議長【谷口正一君】 矢田町長。

○町長【矢田富郎君】 角井議員の企業誘致はとのご質問にお答えいたします。

本町には、今ご指摘のとおり、工業団地として旭山と富田があり、本年8月末現在で、その売却可能用地は旭山工業団地に1区画2万733平方メートルとなっております。

平成20年9月、アメリカの金融機関の破綻に端を発した世界的な金融危機に伴って生じた景

気後退の影響は大きく、企業は設備投資や生産能力を拡大することには慎重になっているのが現状であろうかと思われます。

町といたしましても、これまで国道8号津幡北バイパス開通等による交通の利便性を強調しながら、ホームページでの紹介を初めとし、商工会や石川県、各種協議会・協会などと連携を密に行い、情報の収集、分析をもとに工業団地分譲のPRを実施しているところであります。

町では若者のために企業誘致を進め、活気ある産業を振興させることを目的に、7月1日付で産業経済課内に産業振興調整室を設置いたしました。

この部署では、今まで以上に新たな展開を目指す企業の個々のニーズを調査し、他産業と調整しながら条件に合った敷地をいち早く確保、掲示することで、より具体的な企業誘致を進めてまいりたいとの思いで設置したものでございます。

新たな工業団地の造成につきましても、この趣旨のもと現在検討中でございます。企業誘致は雇用安定による定住促進および安定した財源確保にもつながるものであり、順次推進してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願い申し上げます。

○議長【谷口正一君】 角井外喜雄議員。

○4番【角井外喜雄君】 今ほど町長の答弁の中で、新たな部署を設けてこの企業誘致を取り組んでいきたいという、そういう新たな決意を聞きましたが、私は確かにそれでいいんですけど、矢田町長の人脈というのは長く政治にかかわってすばらしいものがあります。しかし、町長という職務は大変多忙な職務であり、いろんな面で多方面にわたって職務遂行しなければならないという宿命を背負っております。そこで、新たな部署で企業誘致が展開できるのかなという、これはやってみなければ分からないことで何とも言えませんが、私は、それよりも専任、専従として全国を駆け回るような、そういう人

を1人あるいは2人配置し、いい企業があれば、進出したいという企業があれば、いち早くその情報をキャッチし、そして、より有利な他の自治体よりも有利な条件を提示し、そういう取り組みをぜひやっていただきたいなど。その部署でそのような活動といたしますか、働きができればそれにこしたことはないのですが、ぜひとも一歩前へ進んだような、そういう企業誘致に対して新しい展開をぜひやっていただきたいというふうに思います。

次に、地域福祉計画についてであります、午前中の中村議員、そして今ほどの南田議員、それぞれ申し上げました。そしてまた、私が質問、要望しようとしたその内容まで回答を得ております。これは弱ったことだなというふうに思いまして、それはそれとして、ただ一つ、中村議員の質問内容で大変残念な質問内容だったのかなと、あまり議員のそういうことを言っただけではないのかもしれませんが、中村議員の質問中で、いわば県がワースト6位だと、それを策定していない津幡町がその牽引役になっていたという、そういう質問の内容であったかと思えます。

私は、この地域福祉計画というのは、これはそもそも指針であります。いわば方向性をこういうふうにしてほしいというか、しなさいという国からの指針であります。しかし、各自治体においては、それぞれ事情があると思います。それをしなくてもその福祉が充実しておれば、あえてそれをつくる必要もないのかなと。しかし、いずれはそういうものに対しては、真正面から取り組んでいかないとこれからの後期高齢者の社会では対応できないということもあるかと思ひ、私もこの福祉計画については、ぜひ設置してほしいという要望で、今回質問させていただきますが、しかし、何かこう恥ずかしいという、津幡町が恥ずかしいというその一言が、私は非常に気になりました。

これは質問の余談になりますが、私は決して

恥ずかしい津幡町でないというふうに思っていますので、それを申し添えて質問に入らせていただきます。

少子高齢化の進行、核家族化、そして深刻な経済不況などによって生じる社会問題は、複雑、多様化しています。日々報道されるニュースで高齢者の孤独死、児童虐待、障害者の支援のあり方など、社会的支援がないことで悲惨な事態になったことが毎日のように報道されています。

平成12年に施行された社会福祉法では、地域福祉の推進を掲げ、基本理念として個人尊厳の保持、自立した日常生活の支援を目的とする事業の計画を地方公共団体の責務として明確に位置づけられました。さらに具体化するために、社会福祉法第107条で市町村は、地域福祉計画について、その規定が平成15年から施行されております。第107条は、市町村は、地域における福祉サービスの適切な利用の促進、社会福祉を目的とする事業の健全な発達、地域福祉に関する活動への住民参加の促進を一体的に定める計画を策定し、その内容を公表するものと定めてあります。これまでの福祉は、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉を対象者別に解決しようと進めてきました。しかし、この地域福祉は小学校区程度の小さな地域範囲で、そこに住む人々が安心して暮らしていけるような生活環境や住民同士の助け合い、支え合いの仕組みづくりを構築し、高齢者、障害者、児童、それぞれ分野別ではなく一体的に進めていくのが特徴かと思えます。

昔なら児童を見守って、よその子どももしかったり、あるいはまた、密接な近所づき合いもあったかと思えます。ちょっとした頼みごとを相談する、そういう集いの場もありました。しかし、昨今の社会構造の変化に伴い、都市化の進展、核家族化は、少子高齢化で家庭や地域がお互いに助け合い、支え合う相互扶助機能が薄れてきています。

これまでの行政主体の福祉から住民参加によ

る地域主体への福祉へと進展させ、だれもが願う大人から子どもまでのすべての住民が安心して暮らしていけるような、そういう地域社会にする仕組みが私は必要だというふうに考えております。

幅広い町民の主体的参加と行政、事業者の協働のもとで、当町のそれぞれの地域で総合的な福祉サービスを受けられるように、そういう体制を整備し、町の福祉計画を策定するように、切に要望するものであります。

町長のお考えをぜひお伺いしたいと思います。

○議長【谷口正一君】 矢田町長。

○町長【矢田富郎君】 地域福祉計画策定についてのご質問にお答えいたします。

現在、本町では、児童、障害者および高齢者の各分野におきまして、それぞれの福祉向上を目的とした計画を策定しております。

少子化進行の流れを変え、子育て環境の充実を図るための次世代育成支援後期行動計画、障害のある人もない人もともに支え合う共生社会の実現を目指す障害者福祉計画2007、高齢者の介護予防と明るく活力ある高齢社会を構築することを目的とした高齢者福祉計画および第四期介護保険事業計画などであり、これらの計画を遂行していくため、さまざまな施策や事業を展開しているところであります。

さらに、町の行政機構改革で部制を導入したことにより、関連する部内各課の連携体制の強化、関係部署での情報の共有化や意思の疎通が図られており、迅速かつ適切な対策を講じることにより、住民の福祉向上に努めております。

しかしながら、行政による福祉にも限界があり、高齢化、過疎化が進む山間部や近所づき合いの希薄な住宅街などの地域では、高齢者を初め、障害のある人、子どもたちなど、支援を必要とする人たちはさまざまな不安や問題を抱えており、既存のサービスだけでは対応できないニーズが数多く出てきております。

そのために、町福祉政策の核となる津幡町地

域福祉計画を策定し、地域での問題点や住民ニーズを把握するとともに、地域が主体となって問題に取り組み、あらゆる年代において安心して暮らせる町、住んでよかったと思えるまちづくり、地域づくりを目指したいと思っております。

具体的には、次年度着手し、2年間での策定を目指しており、今後、策定に向けて準備と地域福祉計画への理解を深めるとともに、10月には中央から地域福祉を専門とする講師を招き、関係機関との研修会を予定しているところでございます。また同時に、地域包括支援センターや町社会福祉協議会では、地域支え合いマップづくりを推進しており、行政、民間、地域協働のもとで支え合いネットワークの構築を目指しておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長【谷口正一君】 角井外喜雄議員。

○4番【角井外喜雄君】 今の町長の答弁を聞きまして、私もそのとおりだなというふうに思っております。

そしてまた、よくその事情内容を把握しておられるなというふうに思って聞いておりました。

先日、井上地区におきまして、これは健康福祉課の主催で井上地区で行われました。区長さん、そしてまた、民生委員、老人会、はたまた学校関係者、私も途中で先ほど町長が言われました地域支え合いマップづくりに参加いたしました。講師の方がおりまして大変有意義な会議といえますか、講習であったなと思います。

いわば、この地域に高齢者のひとり暮らしがどうなっているかと。それを支える近所の人がどういう体制をとっているか。そしてまた、老人2人のところでもし何かあったらだれがその見回りをするのか。これは民生委員だけではなく、そういう地域ごとにきちっとした支える、そういうマップづくりだったなと思って、私も参加しました。

ただ残念なのは、その結果がこういうふうにしようと、いわばここが足りないなという結論

がああとき確か出ていなかったなという気がいたしました。

私はやはり、そういう地域が再確認をし、そういう講習を受けることによって、より密接な地域の支えができるなど。それにはやはり、きちっとした結論づけを出して、その会議が、講習が有意義であったことだというふうに最終結果をこれからはまとめて、ぜひ行ってほしいなど。そのときは地域包括センターの人たちも参加されまして、本当に有意義な会議といえますか、講義であったなと思っております。健康福祉課長には感謝しております。ありがとうございました。

これで終わります。

○議長【谷口正一君】 以上で4番 角井外喜雄議員の一般質問を終わります。

次に、6番 塩谷道子議員。

○6番【塩谷道子君】 6番、日本共産党、塩谷です。

5点と言えいいでしょうか、6点と言えいいでしょうか、質問させていただきます。

まず初めに、国保税や一部負担金の引き下げにつながる施策を求める質問をいたします。

さきの6月議会でも国保の問題点として1つ目、国保税が高いこと、2つ目、収入に占める国保税は低所得者ほど負担が重いこと、3つ目、無保険の人が増加していることなどを述べました。

それにつけ加えて、4つ目として、窓口での負担が高過ぎるという問題点もあると思います。

石川県社会保障推進協議会が県下19自治体の国保税を比較した資料を公表しました。

共に40歳以上の夫婦、子ども2人の4人世帯、夫の所得200万円、市民税所得額7,200円、固定資産税5万円というモデル世帯の場合を試算しましたところ、津幡町は、2009年度は県下19自治体のうち上位から16位でしたが、2010年には1位となりました。つまり一番重いということです。

津幡町では滞納世帯も多く、その年度に発生した滞納だけをとってみても、平成17年度から平成21年度まで7パーセント台から8パーセント台に増加しています。累積では、平成20年度で約2億9,000万円となっています。

ことしの4月からは国保税が値上げされました。その結果、滞納率が一体どうなったのかはまだ分かりませんが、ふえているのではないかと心配されます。全国的に見ても滞納率が2割に上り、市町村国保が保険税高騰、滞納増、財政悪化、保険税高騰の悪循環から抜け出せなくなっています。もちろん、こういう事態を引き起こした原因は国の予算削減にあります。

1984年の国保税改悪で、医療費の45パーセントとされていた国庫負担が給付の50パーセントに改正され、さらにその後、給付費の7パーセントは県が負担することになりました。

そのほかにも、事務費の国庫負担の廃止、保険料の減額措置に対する国庫補助の廃止、助産費補助金への国庫負担の削減などが加わり、国保の総収入に対する国庫支出金の割合が、80年度代には50パーセントだったものが、2007年度には25パーセントとなりました。さらに、国保全体への予算削減と同時に、個々の市町村に対する国庫負担削減のペナルティーが課せられたことも大変重大な問題だと思います。

例えば、窓口負担無料化によってふえた分は国庫負担はしない。医療費総額が政府の決めた基準より高い市町村は予算を削減する。国保税の収納率が低い自治体も国庫負担の削減をするなどです。

国庫負担を現行の給付費の43パーセント、つまり7パーセントは県という意味ですから、1984年の国保税改悪前の医療費の45パーセントに戻すだけで、国の繰入額は1兆2,000億円となり、これらをすべて国保税軽減に充てると1人3万円の値下げが可能です。4人家族だと12万円となります。

この間、国保加入世帯の平均所得が下がって

います。失業者や非正規労働者がたくさん国保に入りました。津幡町の滞納世帯もこういう方たちの滞納が多いと聞いています。低所得者が多く加入し、保険税に事業主負担もない国保は、もともと国の適正な財政支援があつて初めて成り立つ医療保険です。国保の貧困化が進んだ後も、国庫負担を復元せず、住民と地方自治体にその負担を押しつけてきました。

短期被保険証で暮らしていच्छる方は、なるべく病院には行かないようにしていると話しておられましたし、年金4万円で暮らしているお年寄りも、病院には行けないから元気でいるようにと願っているということを話されました。病気になったら生活ができなくなるという危機感を持っている人は少なくありません。命に差別があつてはなりません。そのためにも津幡町としてできること、6月議会に引き続き要望いたします。

1つ目、国に対して国庫負担を見直し、増額することを要望する一方、石川県町長会としてもぜひこの要望を出していただきたいと思います。

2つ目、国保税の中の均等割を削減する制度を考えていただきたいと思います。均等割は1人当たりの均等額なので、生まれたばかりの赤ちゃんにもかかります。

愛知県一宮市では、本年度から18歳未満の被保険者について、子育て世帯の負担を軽減するため、医療給付分および後期高齢者支援分の均等割の合計を3割減免する制度をつくりました。こういう工夫ができないものか、ぜひ検討していただきたいと思います。

3つ目、高過ぎる国保税の引き下げを図るため、一般会計からの繰り入れをすることが大切だと思います。

国保新聞によりますと、繰入額は、市町村平均で平成19年度が8,048円、20年度は1万134円となっています。本来なら国が負担すべきですが、今すぐできない場合は一般会計からの繰り

入れを行い、住民の負担を軽減するべきだと思います。

4つ目、津幡町では、津幡町国民健康保険一部負担金減免等に関する取扱要綱というものがことしの4月から施行されました。国保法第44条を具体化する要綱がつくられたということは、大変評価できることです。

しかし、よく読んでみると幾つかの問題点があるように思います。

1つ目、減免対象者が急激に所得が減った人に限定されていて、恒常的な低所得者には適用されないことです。

2つ目、減免の期間が3か月、長期継続入院で6か月と限定されていること。

3つ目は、適用除外の項目があり、その世帯に町県民税に未申告者がいる場合、また、国保税の未納がある場合は、この制度が受けられないということになっていることです。

せっかく要綱がつけられたのですから、今のままでは本当に減免の必要な方が除外されるということになります。より使えるものにするために、ぜひ検討を進めていただきたいと思います。

なお、平成17年度に一部改正された金沢の要綱には適用除外の項目がありませんでした。

以上、4点についての町長の答弁を求めます。

○議長【谷口正一君】 矢田町長。

○町長【矢田富郎君】 塩谷議員の国保税や一部負担金の引き下げにつながる施策を求めるといふご質問にお答えいたします。

1点目の国保に対して国庫負担を見直し、増額することを県町長会として要望せよとご質問ですが、すでに全国町長会では、平成22年7月1日に平成23年度政府予算編成および施策に関する意見を政府に提出しており、その中で市町村国保につきましても詳細に述べておりますので、ご理解を願いたいと思います。なお、私自身も機会あるごとに市町村国保の現状を踏まえ、国庫負担の増額を要望したいと思っております。

ます。

次に、国民健康保険税の被保険者均等割の減免を検討せよとご質問ですが、被保険者の均等割は国民健康保険加入者全員が平等に負担していただくものであり、低所得者世帯につきましては保険者支援制度による国民健康保険税の世帯別平等割、被保険者均等割の軽減措置を行っており、さらに町独自の軽減措置を行うことは国保会計の負担増となることにもなりかねず、現在のところ極めて難しいものと考えております。

次に、国保税の引き下げを図るため、一般会計からの法定外繰入をせよとご質問ですが、本年6月の第3回津幡町議会定例会でもお答えしたとおり、一般会計からの繰り入れにつきましては、国の繰入基準にのっとり、毎年繰り入れを行っているところでありますが、真に必要な事態となったときは、議会の皆さんとも協議させていただきたいと思います。

次に、津幡町国民健康保険税一部負担金減免等に関する取扱要綱の見直しをせよとご質問ですが、一部負担金の減免については、災害や失業等により収入が著しく減少した方に対して一部負担金の減額、支払いの免除等を行うものであり、恒常的な低所得者の方等につきましては、限度額適用・標準負担限度額減額認定証の交付により一定額以上の負担とならないよう対応しております。また、適用除外につきましては町県民税の未申告者がいる世帯、国民健康保険税に未納がある世帯と決められておりますが、この措置は町県民税の未申告者がいる世帯の場合、減免等対象となる世帯かどうかの確認ができないこと、また、国民健康保険税に未納がある世帯につきましては税の公平性から適用除外となっておりますのでご理解を賜りたいと思います。

○議長【谷口正一君】 塩谷道子議員。

○6番【塩谷道子君】 一般会計からの繰り入れについては、含みを残してのご答弁でしたの

で、またその節にはよろしくお願ひしたいと思ひます。

4番目の国民健康保険税一部負担金減免の問題ですが、税の平等っていうことはよく言われるのですが、実際にはかかれない、本当は行かなければいけないけれども負担が大きくて行けないという方のお話を聞きますので、やはり、そういう方たちがそういうことも含めて平等になるのではないかとこのうに考へますので、またこれらについても検討いただきたいものと思ひます。

2つ目の問題に移らせていただきます。

2つ目に、高齢者の生活実態が把握されているのかということをお尋ねいたします。

ことしの夏は大変暑い夏でしたし、加えて熱中症で命を奪われたり、倒れたりするという事態も各地で起きました。また、高齢者の方が行方不明という驚くべき実態も明らかになりました。

津幡町では、高齢者の戸籍が、かなり高齢の方の戸籍が残っていたという問題があったようですが、100歳以上の方の行方が分からないということはなかったと聞いておりますが、ことしの問題は高齢者を取り巻く環境が大変厳しいものになっていることを物語っていると思ひます。

高齢者のひとり暮らしの世帯とか、あるいは高齢者世帯がふえ、しかも、それらの方々の生活実態が十分把握をされていないのではないかとこのうことが気になります。

9月議会の一般質問でも多くの議員の方がこのう問題について一般質問なさったということ、やはり今、このうことが大変大きな問題になっているという認識があることだと思ひます。高齢者の実態を把握する上で、住民側の取り組みとして、各地区、各班、各組で近所の方々の実情を知り合うという取り組みが求められていると思ひます。すでに、さきにお話がありましたように、マップづくりなどを通して地

域づくりを始めているところもありますが、このう取り組みを進める地域が広がっていくことを期待するものです。行政の指導もよろしくお願ひしたいと思ひます。

また、65歳以上のひとり暮らしの方、70歳以上の高齢者世帯には、民生委員の方がかかわっていると聞いています。行政としては、民生委員や福祉連絡員の方を中心に連携しながら、町全体の高齢者の生活実態を把握し、援助につなげていくことが大切だと思ひます。

先ほどの荒井議員の質問で、災害時の要支援カードをつくる取り組みなども進められているとお聞きしておりますが、立ち入り調査とか戸籍調査などの権限があるのは行政だけですので、私は取り組みを一步進めていただけないかなと思ひています。

公の制度、例えば、医療機関とか介護保険、各種助成制度などを利用していないという方もいらっしゃると思ひますが、その方は大変お元気な方か、それとも問題を抱えながら相談できずに困っている方ではないかと思ひます。このう方のところには、一度出向いて様子を訪ねてみるということも必要なのではないでしょう

か。

きのう、NHKスペシャルで「消えた高齢者、無縁社会の闇」というのをしていましたので、それを見ました。その中で、高齢者問題は、雇用の問題、つまり貧困の問題と深くかかわっており、子が高齢者である親に頼って生活せざるを得ない状況があることも伝えていました。

家族構成も納税状態も把握している行政ですから、民生委員などの地域からの連絡待ちにならないように、気がかりな家庭は行政の横のつながりを生かして実際に訪問してみるということも必要ではないかと思ひます。その情報をまた、その地域につなげていくということもできるのではないかと思ひます。

もう一つ気がかりな問題があります。地デジ化の問題です。来年の7月には完全移行という

スケジュールの中で、津幡町民が完全に移行できたかどうかの最終確認には、だれも責任を持っていないように思います。呼びかけはするが確認はしないということになってはいないでしょうか。

特に高齢者にとっては、情報源はテレビです。さきの問題と同様、ケアマネさんとかヘルパーさん、民生委員の方々には、地デジ化がどうなっているかと尋ねてもらうことも必要だと思います。と同時に、公の制度にかかわっていない方のところには、訪問して確認することも必要ではないでしょうか。

地デジ化の問題は、国民が望んだわけではなく、総務省が一方的に決定したことです。津幡町としても、町民が完全に移行できたかどうか確認する責任があるように思います。

町民福祉部長にお尋ねいたします。よろしくをお願いします。

○議長【谷口正一君】 焼田町民福祉部長。

○町民福祉部長【焼田新一君】 高齢者の生活実態を把握されているのかとのご質問にお答えをいたします。

初めに、医療、介護等の各種サービスを利用されている方以外の方の実態把握をというご質問でございますが、平成22年4月1日現在で、津幡町の65歳以上の高齢者人口は6,842名となっております。そのうち単身者は570人、70歳以上の高齢者世帯は457世帯となっております。その方々を72名の民生児童委員さんが中心となり、地域での見守り活動をしていただいております。

しかしながら、家族と同居されている高齢者の方までは、今の民生児童委員さんの人数では把握することは困難であると思っております。

また、家族内のきずなや役割といったことも大切であると思っております。しかし、家族内で問題がある方などについては、地域から民生児童委員さんや区長さんを通し、相談を受けることがあり、柔軟な対応を行っております。

そのほか、介護認定を受けていない65歳以上の方全員に、買い物などの生活状態や身体状態、物忘れ、うつ状態などを把握する基本チェック票を送付し、特定高齢者の把握を行っております。80パーセントの回収率があり、簡単な状態は把握できているものと思っております。

次に、地デジ化についてのご質問でございますが、国では電波を有効利用するため、地上およびBSアナログテレビ放送を平成23年7月24日に停止することとし、地上およびBSテレビ放送のデジタル化、いわゆる地デジ化の推進を行っております。

当町においては、昨年度にシグナスや公民館、ウエルピア倉見を会場に、説明会や相談会をテレビ受信者支援センターと協力し、実施しております。

そのほか、地デジチューナー支援実施センターでは、経済的理由などで地上デジタル放送が見ることができない生活保護などの世帯でNHK放送受信料が全額免除となっている世帯に対しては、地デジチューナーの無償給付設置を行っております。

また、区長会や民生児童委員の方々にも、できる範囲で協力を求めているところでございます。

今後も引き続き、説明会や相談会を予定しており、電話での相談も受け付けておりますが、電話で説明しても地デジ化の理解が困難な高齢者世帯の場合は、その世帯へ出向くことも考えておりますので、どうかご理解をお願いいたします。

以上でございます。

○議長【谷口正一君】 塩谷道子議員。

○6番【塩谷道子君】 高齢者の方の把握のことですが、やはりすり抜けた分、例えば先ほど80パーセントの方はこの調査に対しても答えてくださるとおっしゃっていますが、残りの20パーセントの方とか、あるいは地デジ化の問題でも、説明会に来られる方はいいいと思うんですが、

それも来られなくて分かってない方、ちょうどすき間を縫ってというか、そういう方がいらっしゃるように思うんです。そういうことは、地域のほうではなかなかつかめない。どうしてもそういうものが分かっている、例えば、家庭の納税の状態、あるいはどういう構成になっているかということがしっかり分かる。しかも、横のつながりをつけて検討することができるという、やはり行政のほうが責任を持つということは大変大事なことでないかと思いますので、ぜひ、そういう面で今、先ほどからずっと話がありましたように、地域としてのつながりをつけていくというのはもちろん大切なことなんです、それだけに任せっきりでなくて、やはり行政のほうとして責任を持ちきることでもぜひ、大事なことでないかと思いますので、そこが抜けないようによろしくお願いしたいと思います。

多分、訪問するということは、人数の面でも大変難しいことがあるのではないかと思います。

例えば、社協とか健康福祉課に自由に地域訪問できるような方をふやせば、その地域の方と協力して、高齢者だけでなく障害がある方の生活実態も把握することができると思います。

全国的に見ても、ちょうど2000年の介護保険導入を境に、福祉関係の職員が全国で7万5,000人だそうですが減となっています。津幡町でも集中改革プランに沿って10人ほどが減になっていると思います。人間の命と健康に関することについては、しっかり人員を配置し、行政の機能を強化することは大変大事なことでないかと思うので、ぜひ、そういうこともご検討いただきたいということを付け加えさせていただきたいと思います。

3つ目の質問に移りたいと思います。3つ目は、要介護認定で2段階も下がるということが生活実態としてはあり得るのかということをお尋ねします。

要介護認定でどういう認定になるかというこ

とは、家族にとっては大変大きな問題です。

初めて認定を受けると6か月後に再認定があると聞いています。半年もたっているわけですので、要介護度が上がるということはあると思うのですが、要介護度が2段階も軽くなるということが、生活の実態から見てあり得るのでしょうか。どのような仕組みで2段階も軽くなるのかということをお聞きしたいと思います。

要介護1から要支援1になるということは、サービスの内容が大幅に減るわけで、家族が困惑するということが容易に想像ができます。

例えば、ある方はヘルパーさんに在宅介護してもらえる時間が週4時間あったのが、週2時間に半減するということになるわけです。生活の実態からすると、半年間で2段階もよくなって、介護認定が下がったということは、果たしてあるのかなというような気がするのです。

実際に、介護を必要とする方を家族として持った方はよく分かると思うのですが、調査に来られたり、あるいはだれか話に来られると、大変しっかりして、よく見せたいという気持ちもあるのか、本当にしっかりした態度が見られます。それが、果たして本当の生活の実態ではないということも家族ならよく分かっていることだと思います。

また、認定に不服があれば申請することはできますが、その際にどういう再審査をすることになるのでしょうか。家族から生活実態をきちんと聞き取りしてもらえるのでしょうか。また、かかりつけのお医者さんの意見を再度聞いてもらうということもできるのでしょうか。

そして、平成21年度中に不服審査があったのは何件で、そのうち何件が見直され、変更されたのかということもあわせてお聞きしたいと思います。

保険年金課長さんよろしくお願ひいたします。

○議長【谷口正一君】 岡田保険年金課長。

○保険年金課長【岡田一博君】 要介護認定で2段階も下がるということが生活実態としてあり得る

のかとのご質問にお答えいたします。

介護保険サービスを利用するためには、要介護者または要支援者の認定を受ける必要があります。要介護度は、心身の状態等を調査する認定調査と主治医の意見書をもとに、介護認定審査会で決定いたします。調査や判定は、公平性と客観性の観点から全国一律の基準が設けられています。

ご質問のとおり、初回認定の有効期間は、原則6か月でございます。できるだけ認定者の実態に即したのものとなるように有効期間が設けられています。認定の有効期間を過ぎても、要介護、要支援状態にあると見込まれる方は、更新申請をしてサービスを継続して利用することになります。

病院に入院し、身体的にも精神的にも状態が悪くなった方が、リハビリ等の治療を受けて心身の能力が回復したことにより、要介護度が下がる場合がございます。また、自宅に戻ったり、施設に入居したりすることで置かれている環境になれば、状態が安定し、前回の認定より2段階下がるということもあり得ます。

認定結果に不服があれば、石川県介護保険審査会に対して審査請求をすることができます。認定に関する処分の審査請求は、専門調査員による認定審査会委員に対する調査、必要に応じ審査請求人を訪問調査し、専門調査員の調査結果等をもとに審査を行います。

平成21年度において、津幡町の被保険者の不服申請はありませんでした。

以上でございます。

○議長【谷口正一君】 塩谷道子議員。

○6番【塩谷道子君】 再度訪問して聞き取りをしていただけたということをお聞きしましたが、その際は、その家族の日常の様子とかということも、その日常に即して聞き取りをしていただけるのでしょうか。

しかも、多分かかりつけ医のお医者さんのこととあわせて、それではどうかということにな

るのかと思うのですが、その先の一次の審査がありますね、それとその聞き取りというのとはきちっと、1次ではこうだったけれども、2次の調査をしてみると前と変わらない、前ほどの介護度が必要だということは認められることがありますか。

今の場合、申請がなかったから分からないかもしれませんが、もし、そういう申請をなさった場合は、きちんとそういう家族からの聞き取り、あるいはかかりつけのお医者さんからの聞き取りみたいなことは、きちっとしていただけるのでしょうか。

○議長【谷口正一君】 岡田保険年金課長。

○保険年金課長【岡田一博君】 先ほども申しましたが、必要に応じてかかりつけのお医者さんとかも聞き取りということになると思います。

それから、不服申請はございませんというふうにお答えしたんですが、不服ではなくて変更申請という場合がございます。その場合には、期間も早いですから、そちらのほうを利用される方もおいでます。

そちらのほうで、平成21年度では4件の申請がございまして、3件が変更されております。1件は不採択となっています。

以上です。

○議長【谷口正一君】 塩谷道子議員。

○6番【塩谷道子君】 ありがとうございます。聞き方が悪かったかもしれません。よく分かりました。ありがとうございました。

次に、4つ目の質問に移らせていただきます。（仮称）ボートピア津幡の整地事業にかかわる排雪場造成計画についてのお尋ねですが、先ほど中村議員からも同じような質問がありましたので、町長に対する質問は本当は要らないのかもしれませんが、もう一度しっかりお聞きしたいのでさせていただきます。

ボートピア津幡の整地事業で出る残土を清水丘陵線すぐ横の津幡丘陵公園予定地の谷間に運んで雪捨て場をつくるという計画ですが、工事

を発注したグッドワンにとっては、残土の運搬距離が短くて、処理にかかるコストも非常に小さくなると思われますし、工事発注の際に、残土処理の費用も見積もられていたのではないかと思いますので、コスト面では、グッドワンにとっては大変いいのではないかと思いますので、これはグッドワンに対する便宜を図るということにはならないのかと思います。

多分、その見方が違いますということなのかと思いますが、もう一度です。よろしくお願いします。

○議長【谷口正一君】 矢田町長。

○町長【矢田富郎君】 ご質問にお答えいたしますけれども、7月の議会全員協議会でも説明したとおりでございます。

また、午前中には、中村議員にもお答えしたとおりでございます。

町としてのメリットは高いことにより判断したものであり、開発行為者に対して一切便宜を図ったものではございません。

ただ、今、塩谷議員からコストは非常に小さくなるというお話もございましたけれども、運搬の距離は間違いなく短くなるのかもしれませんが、その現場においてのいろんな構築物の関係のことを考えれば、私は計算しているわけではありませんし、専門家でもございせんので、どちらがどれだけ安くなるということは言えませんが、さほど大きな違いはないのではないのかという思いは、私自身は思っております。

ただ、何度も申しますとおり、私ども町にとりましては、メリットが高いということで判断をさせていただきました。

以上です。

○議長【谷口正一君】 塩谷道子議員。

○6番【塩谷道子君】 どういう面から見るかによっても随分違うかと思いますが、町長の考えは分かりました。

次に、排雪場の工事にかかわる問題について、

都市建設課長にお尋ねいたします。

この工事の責任者はだれで、何年間責任を持つことになっているのか。

また、そのことは契約書として手元にあるのかどうかということをまずお聞きします。

雪を捨てるとなると、その重みでもととの地盤が沈むこととか、浸透水によってのり面が崩れるということも考えられると思うのですが、そうなったときの保全もきちんとしてもらえることになっているのでしょうか。

2つ目のとしての質問は、残土を運び込む際に、木株や土以外のものが混入しないような監視も必要なのではないかと思います。

直接、町の工事ではないわけですが、町がそういう監視するなんてことができるのかどうかということについてお聞きしたいと思います。

よろしくお願いいたします。

○議長【谷口正一君】 岩本都市建設課長。

○都市建設課長【岩本正男君】 まず初めに、工事の責任者はだれで、何年間責任を持つかという契約はあるのか。雪を捨てるとなると、その重みでもととの地盤が沈むことや浸透水によってのり面が崩れることも考えられるが保全してもらえるのかについてのご質問にお答えいたします。

今回の工事は民間開発に関連したものであり開発行為者の責任において施工されますが、町といたしましても通常の開発行為と同様に指導監督をしていきたいと考えております。

なお、沈砂池の維持管理については、特に工事完了後3年間にわたり責任を持ってもらうこととしております。

また、施工上の瑕疵が判明した場合の対応につきましては、開発行為者と協議の上、開発行為者が改修を行うことおよび沈砂池の3年間の管理などを含めた覚書を締結しております。

次に、残土を運び込む際、木株や土以外の物が混入しないような監視も必要と思われるが、町はそういうことができるのかとのご質問です。

が、開発行為地において木材等の分別を行い施工するので問題ないと考えておりますが、町といたしましても監視してまいりたいと存じます。

○議長【谷口正一君】 塩谷道子議員。

○6番【塩谷道子君】 監視のほうもよろしく願いいたします。

最後に、子どもの医療費の無料化を求める質問をいたします。

8月31日付の北陸中日新聞に、都道府県と市町村が共同で実施する医療費助成で、石川県内の大半の市町が助成対象を拡大するよう県に求めていることが報じられていました。「県や町が助成する妥当性が低い、国が主導すべき」という津幡町の談話も載っていました。文脈からすると、19市町のうち助成対象の拡大を求めているのが16市町、津幡町は求めている3市町に入っているのかなと思われるのですが、いかがなものなのでしょうか。

石川県町長会からの県知事への要望の中には、子どもの医療費の無料化を求める要望が全町共同提出の要望として入っていましたので、当然、津幡町も要望しているものと思っていたんですが、いかがなものなのでしょうか。

子どもの医療費の無料化は当然、国が行うべきです。問題は、国が実施しようとしないうちに、住民が一番近い町が手をこまねいて見ているだけでいいのかということだと思うのです。

少子化を食い止めるためには、医療費の助成だけではもちろん不十分です。雇用のルール確立、親の働く時間の問題、保育園の問題など、取り組むべき課題はたくさんあります。しかし、子どもを持つ親は、せめて子どもの医療費は窓口無料化にしてほしいと心から願っています。県のペナルティーの問題もあり、窓口無料化は難しいかもしれませんが、無料化は実施できるのではないのでしょうか。石川県では一部無料化も含めると、すでに9自治体が実施しています。

また、旧沢内村のように、命の平等という理念を掲げて、高齢者と子どもの医療費の無料化

を実施した自治体があったからこそ、国を動かしたという歴史があったということもしっかり見つめていただきたいと思います。

子どもの医療費の無料化は、町長の掲げておられる住んでよかったといえる町の一つの姿だと思うのですが、いかがでしょうか。

町長の英断を望みます。

○議長【谷口正一君】 矢田町長。

○町長【矢田富郎君】 子ども医療費の無料化を求めるとのご質問にお答えいたします。

医療費は、社会保障制度のうち被保険者間の相互扶助の制度である社会保険が受け持つ分野であり、所得の高低による保険料の設定と医療費に対する定率の自己負担により、受益と負担の公平性を担保いたしております。

特定の年代だけの医療費の自己負担分を、所得制限を設けたり一部控除することなく、全額公費で助成することは公平を欠くものであり、町としては現時点で子ども医療費の全額無料化は考えておりません。

現在、町独自に助成を行っている4歳から小学校就学前までの通院にかかる医療費および小中学生の入院にかかる医療費につきましては、県に対して助成対象とするよう要望を行っております。

今後とも他市町とともに、助成拡大につきまして県に要望を行ってまいりたいと考えており、住んでよかったといえる町のためにさらに努力をしてまいります。

よろしくお願いします。

○議長【谷口正一君】 塩谷道子議員。

○6番【塩谷道子君】 相互扶助ということがよく言われるのですが、以前はそれでよかったと思うんですが、今はやはり命の平等、生きるため、あるいは健康で生きるためにはどうしても無料化、特になかなか払えない方たちに対して、あるいは子どもを育てる親たちにとって、それはどうしても必要な政策だと思います。相互扶助という考えだけでなく、やはりどうして

命と健康を守るという視点で考えることが大事だと私は持っていますので、また再度お願いすると思います。

これで私からの一般質問を終わります。

○議長【谷口正一君】 以上で6番 塩谷道子議員の一般質問を終わります。

<閉 議>

○議長【谷口正一君】 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

お諮りいたします。

委員会審査のため、9月7日から9月12日までは休会といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長【谷口正一君】 異議なしと認めます。

したがって、9月7日から9月12日までは、委員会審査のため休会とすることに決定しました。

次の本会議は、13日に開きます。

本日は、これにて散会いたします。

午後2時49分

平成 22 年 9 月 13 日（月）

○出席議員（18 名）

議 長	谷 口 正 一	副議長	南 田 孝 是
1 番	荒 井 克	2 番	中 村 一 子
3 番	森 山 時 夫	4 番	角 井 外喜雄
5 番	酒 井 義 光	6 番	塩 谷 道 子
7 番	多 賀 吉 一	8 番	向 正 則
9 番	道 下 政 博	10 番	鈴 木 準 一
13 番	山 崎 太 市	14 番	洲 崎 正 昭
15 番	長谷川 恵 子	16 番	河 上 孝 夫
17 番	谷 下 紀 義	18 番	中 田 健 二

○欠席議員（ 0 名）

○説明のため出席した者

町 長	矢 田 富 郎	副 町 長	矢 田 征 夫
総 務 部 長	坂 本 守	総 務 課 長	長 和 義
企画財政課長	岡 本 昌 広	監 理 課 長	大 田 新太郎
税 務 課 長	河 上 孝 光	町民福祉部長	焼 田 新 一
町民児童課長	瀧 川 嘉 孝	保険年金課長	岡 田 一 博
健康福祉課長	板 坂 要	環境安全課長	竹 本 信 幸
産業建設部長	川 村 善 一	産業経済課長	榊 田 和 男
都市建設課長	岩 本 正 男	上下水道部長	村 田 善 紀
料 金 課 長	太 田 和 夫	上下水道課長	石 庫 要
会 計 管 理 者	北 野 力	会 計 課 長	橋 屋 俊 一
監査委員事務局長	大 坂 茂	消 防 長	高 森 良 昭
消 防 次 長	國 本 学	教 育 長	早 川 尚 之
教 育 部 長	藤 本 英 幸	学校教育課長	八 田 信 二
生涯教育課長	宮 川 真 一	河北中央病院事務長	東 本 栄 三
河北中央病院事務課長	酒 井 菊 次		

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	竹 田 学	議会事務局長補佐	高 山 真由美
総務課長補佐	田 中 健 一	行 政 係 長	田 中 圭
財 政 係 長	杉 田 純 也		

○議事日程（第2号）

平成22年9月13日（月） 午後1時30分開議

- 日程第1 議案第58号 平成22年度津幡町一般会計補正予算（第4号）から
議案第70号 財産の取得について（高規格救急自動車）まで
承認第18号 専決処分の報告について（平成22年度津幡町一般会計補正予算（第3号））
請願第16号から請願第18号まで
陳情第6号
陳情第3号および陳情第4号（継続）
（委員長報告・質疑・討論・採決）
- 日程第2 認定第1号 平成21年度津幡町一般会計決算の認定についてから
認定第14号 平成21年度津幡町水道事業会計決算の認定についてまで
（決算審査特別委員会の設置・委員の選任・委員会付託）
決算審査特別委員会の閉会中の継続審査について
（採決）
- 日程第3 同意第3号 津幡町教育委員会委員任命につき同意を求めることについて
（質疑・討論・採決）
- 日程第4 各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査について
（採決）

○議事日程（追加第1号）

- 日程第1 議会議案第11号 21世紀型の公共投資の推進による景気対策を求める意見書から
議会議案第13号 教育予算の拡充を求める意見書まで
（質疑・討論・採決）

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午後 1 時 30 分

＜開 議＞

○議長【谷口正一君】 ただいまの出席議員数は、18名であります。

よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

＜議事日程の報告＞

○議長【谷口正一君】 本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたので、ご了承願います。

＜会議時間の延長＞

○議長【谷口正一君】 なお、あらかじめ本日の会議時間の延長をしておきます。

＜議案等上程＞

○議長【谷口正一君】 日程第 1 議案第 58 号から議案第 70 号まで、承認第 18 号、請願第 16 号から請願第 18 号までおよび陳情第 6 号ならびに継続審査となっております陳情第 3 号および陳情第 4 号を一括して議題といたします。

＜委員長報告＞

○議長【谷口正一君】 これより各常任委員会における付託議案に対する審査の経過および結果につき各常任委員長の報告を求めます。

多賀吉一総務常任委員長。

〔総務常任委員長 多賀吉一君 登壇〕

○総務常任委員長【多賀吉一君】 総務常任委員会に付託されました案件について、総務部長、消防長および関係課長の出席を求め、慎重に審査いたしました結果についてご報告いたします。

議案第 58 号 平成 22 年度津幡町一般会計補正予算（第 4 号）

第 1 表 歳入歳出予算補正中

歳入 全部

歳出

第 1 款 議会費 第 1 項 議会費

第 2 款 総務費 第 1 項 総務管理費

第 2 項 徴税費

第 4 項 選挙費

第 5 項 統計調査費

第 9 款 消防費 第 1 項 消防費

第 2 表 地方債補正

以上、一般会計補正予算については、全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第 66 号 津幡町議会議員等の議員報酬及び費用弁償に関する条例及び津幡町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 67 号 津幡町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

以上、2 件の条例の一部を改正する条例については、いずれも全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第 68 号 津幡町男女共同参画推進条例については、全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第 70 号 財産の取得について（高規格救急自動車）については、全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、承認第 18 号 専決処分の報告について（平成 22 年度津幡町一般会計補正予算（第 3 号））については、全会一致をもって承認することにいたしました。

次に、請願第 17 号 21 世紀型の公共投資の推進による景気対策を求める意見書の提出を求める請願については、賛成多数により採択といたしました。

以上、総務常任委員会に付託されました案件についての審査結果を本会議に送付するものであります。

報告を終わります。

○議長【谷口正一君】 道下政博文教福祉常任委員長。

〔文教福祉常任委員長 道下政博君 登壇〕

○文教福祉常任委員長【道下政博君】 文教福

社常任委員会に付託されました案件について、教育長、町民福祉部長、教育部長および関係課長の出席を求め、慎重に審査いたしました結果についてご報告いたします。

議案第58号 平成22年度津幡町一般会計補正予算（第4号）

第1表 歳入歳出予算補正中

歳出

第2款	総務費	第3項	戸籍住民登録費
		第7項	防犯と交通安全対策費
第3款	民生費	第1項	社会福祉費
		第2項	児童福祉費
第4款	衛生費	第1項	保健衛生費
第10款	教育費	第1項	教育総務費
		第2項	小学校費
		第3項	中学校費
		第4項	幼稚園費
		第5項	社会教育費
		第6項	保健体育費

以上、一般会計補正予算については、全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第59号 平成22年度津幡町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議案第60号 平成22年度津幡町老人保健特別会計補正予算（第1号）

議案第61号 平成22年度津幡町介護保険特別会計補正予算（第1号）

以上、3件の特別会計補正予算については、いずれも全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、承認第18号 専決処分の報告について（平成22年度津幡町一般会計補正予算（第3号））については、全会一致をもって承認することにいたしました。

次に、請願第18号 子宮頸がんの予防措置実施の推進を求める意見書の提出を求める請願については、全会一致をもって採択といたしました。

た。

次に、陳情第6号 国の教育予算を拡充することについては、全会一致をもって採択といたしました。

次に、さきの6月議会定例会において継続審査となっております陳情についてご報告いたします。

陳情第3号 子ども手当の廃止を求める意見書の提出を求める陳情書

陳情第4号 人権侵害救済法の成立に反対する意見書の提出を求める陳情書

以上、2件の陳情については、いずれも全会一致をもって不採択といたしました。

以上、文教福祉常任委員会に付託されました案件についての審査結果を本会議に送付するものであります。

報告を終わります。

○議長【谷口正一君】 向 正則産業建設常任委員長。

〔産業建設常任委員長 向 正則君 登壇〕

○産業建設常任委員長【向 正則君】 産業建設常任委員会に付託されました案件について、産業建設部長、上下水道部長および関係課長の出席を求め、慎重に審査いたしました結果についてご報告いたします。

議案第58号 平成22年度津幡町一般会計補正予算（第4号）

第1表 歳入歳出予算補正中

歳出

第5款	労働費	第1項	労働諸費
第6款	農林水産業費		
		第1項	農業費
		第2項	林業費
第7款	商工費	第1項	商工費
第8款	土木費	第2項	道路橋梁費
		第3項	河川費
		第4項	都市計画費
		第5項	住宅費

以上、一般会計補正予算については、賛成多

数により原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第62号 平成22年度津幡町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

議案第63号 平成22年度津幡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

議案第64号 平成22年度バス事業特別会計補正予算（第1号）

以上、3件の特別会計補正予算については、いずれも全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第65号 平成22年度津幡町水道事業会計補正予算（第2号）については、全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第69号 町道路線の認定については、全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、請願第16号 町道認定編入方請願については、全会一致をもって採択といたしました。

以上、産業建設常任委員会に付託されました案件についての審査結果を本会議に送付するものであります。

報告を終わります。

○議長【谷口正一君】 これをもって委員長報告を終わります。

＜委員長報告に対する質疑＞

○議長【谷口正一君】 各常任委員長に対する質疑に入ります。

ただいまの報告に対する質疑はありませんか。ありませんので、質疑を終結いたします。

＜討 論＞

○議長【谷口正一君】 これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「議長、6番 塩谷」と呼ぶ者あり〕

○議長【谷口正一君】 6番 塩谷道子議員。

○6番【塩谷道子君】 私は、議案第58号 平

成22年度津幡町一般会計補正予算のうち、7款 1項3目の観光推進費87万1,000円については賛成しかねますので、意見を述べたいと思います。

この補正予算は、木曾義仲関連のNHK大河ドラマ誘致推進に関する補正予算です。

義仲関連の補正予算は、昨年6月議会の補正予算から計上されるようになりました。平成21年度の補正会計約430万円、平成22年度9月議会までですが、補正予算で約530万円です。2年間で約960万円の補正予算が組まれました。義仲あるいは巴御前関連の史跡を訪ねる研修費などを含めると、もう少し多くなるかもしれません。

この大河ドラマ誘致推進事業は、小矢部市や長野県などの取り組みを受けて、俱利伽羅古戦場を有する津幡町も一緒に取り組むべきではないかという提案を受けまして、推進委員会もつくられました。

私も当時は、少しでも津幡町に訪れる人がふえるというのは大変いいことだと思ひまして、委員に名も連ねております。

しかし、この推進事業は、いつまで続くのかは定かではありません。2年後までは、もうすでに大河ドラマも決まっているやに聞きますし、少なくとも3年間は実現は難しいのではないかというお話も聞いております。それでも、以前に全協でお聞きしましたときにも、いつまで続くという見通しはない。むしろ、これが実施できるまで続くだろうというお話を聞いております。

産業建設常任委員会の中でも、この推進事業は、たとえ大河ドラマ化が決定しなくても、その過程でいろんな団体の方とも連携するわけですから、津幡町にとっては、その話し合いの中でよい施策が出てくるということも期待できるものだという旨の発言もありました。確かにそういうことはあるかもしれませんが、それぞれの分野での事業については、それなりの委員会

が立ち上げられているわけです。

このように、いつまで続くか分からないその取り組みの中で、補正、補正という形で予算が膨らむことに危惧を覚えます。限られた町の予算ですし、今の世相の中で医療費とか介護保険の助成などは、もっともっと充実してほしいというときです。今後も、今のようになんて補正予算が膨らむということは、やはり問題ではないか。歯止めが必要ではないのかという思いを込めまして、反対意見を述べさせていただきました。

以上で、私の意見を終わります。

○議長【谷口正一君】 ほかにありませんか。

〔「議長、9番 道下」と呼ぶ者あり〕

○議長【谷口正一君】 9番 道下政博議員。

○9番【道下政博君】 私は、今回の一般会計補正予算に賛成の立場での討論をさせていただきます。

観光宣伝推進費中、8節キャラクター公募記念品費1万円、13節大河ドラマ化推進委託料20万円、18節ゆるキャラ着ぐるみ購入費66万1,000円を含む87万1,000円、平成22年度津幡町一般会計補正予算（第4号）に賛成の立場で討論を行います。

先ほど、塩谷議員より木曾義仲と巴御前NHK大河ドラマ誘致に関連した予算がだんだん多くなって、このままの勢いで際限なく予算が膨れ上がっていくことが心配である旨の話がありました。だから、今回の補正予算には反対するということでもあります。まず、冷静になって少し振り返っていただきたい。

木曾義仲と巴御前NHK大河ドラマ誘致推進特別委員会を津幡町議会につくったのは今年の6月であります。今からわずか1年ちょっと前でございます。

その時点での誘致に向けた動きとしては、長野県は知事を筆頭に大河ドラマ誘致に向けて、NHKにすでに要望活動をしています。続いて、富山県小矢部市が手を挙げて、そして進め

ている状況であります。

そのときの状況報告では、本気で大河ドラマを誘致しようと思えば、石川県や富山県の1県や2県だけでは難しい。せめて、4県から5県単位での盛り上がりになり得る題材でないとNHKは腰を上げないし、誘致は難しいとのお話がありました。さらに、NHKには順番を待っている案件だけでも数十件もあり、どんなに短くても、この5年先の話だとの説明があったことを鮮明に記憶しております。

けれども、もし、ドラマ誘致が実現すれば大変注目を浴び、大きな経済効果が期待できることから、それを目指して頑張ろうじゃないかと議会で決めたものであります。

記憶にあるかと思いますが、金沢で前田利家のドラマがありました。大変な盛り上がりで、そしてまた、経済効果についても相当なものがあつたと報告をいただいております。

そういうことから、何とかして、この木曾義仲のNHK大河ドラマが、この中心となる津幡町に誘致されれば、大変な経済効果が生まれる。このことは、想像する以上に結果が出ると思っています。ただ、その厳しい状況をクリアするためには、まずは、津幡町内の機運づくりからということで、津幡町としては、木曾義仲を語る上で歴史上欠かすことのできない倶利伽羅合戦が行われた当地として、本来であれば真っ先に手を挙げておかなければならない立場にありながら、おくれればせながらではありましたが、町議会が大河ドラマ誘致推進特別委員会の発足をし、NHKに陳情に行ったのであります。

そして次の目標は、石川県内や福井県までの盛り上がりまで飛び火させることであります。まずは議員がブームの火つけ役となるためには、木曾義仲についての勉強会や歴史的ゆかりのある名所、旧跡の視察研修等が何度か行われ、少しずつその成果があらわれ始め、理解が深まりつつある状況になってまいりました。

ここ最近では、町内の各地域の中にあっても、

木曾義仲の講座等が少しずつ行われるようになり、町内にあってもドラマ誘致の機運が少しずつあらわれ始めてきたという状況に変わってきています。

私としても火つけ役の一員として、最初が肝心との思いから、昨年12月議会から一般質問を積極的に行ってきた結果、まずは、ゆるキャラの公募が実現し、デザインが決定しました。

次に、本年12月に行われる予定の木曾義仲と巴御前についてのシンポジウムで、県知事や周辺市町の理解を得ること、そして、今回の補正予算に計上されているゆるキャラの着ぐるみの活用であります。

シンポジウムについては、谷本県知事の出席の予定も聞いておりますが、まだまだ石川県内の盛り上がりまででもほど遠い状況であると思います。

私たち津幡町議会議員の熱い思いは、北陸3県と信越2県が大河ドラマ誘致に向けて大いに盛り上がり、そして、できるだけ早い時期に、できれば北陸新幹線開通に呼応したタイミングでNHK大河ドラマが実現し、全国の話題となり、多くの観光客が倶利伽羅古戦場に足を運び、お土産や関連グッズの仕入れが追いつかなくなるような状況の理想を描き、夢見ながら懸命に取り組むべきであると思いますし、悔いが残らないよう十分に準備を進めておく必要があると思いますが、議員の皆さんはいかがお思いでしょうか。

その理想の状態までは、まだまだ先のことであり、現段階では誘致に向けて出発したばかりの状況であります。やっと火がつきかけたロウソクに水をかけるような誘致に消極的な議論は早過ぎるのではないかと私は思います。

よって、私は、ゆるキャラ着ぐるみ購入費の入った観光宣伝推進費を含む、平成22年度一般会計補正予算に賛成の立場での討論とさせていただきます。

以上で終わります。

○議長【谷口正一君】 ほかにありませんか。

〔「議長、2番 中村」と呼ぶ者あり〕

○議長【谷口正一君】 2番 中村一子議員。

○2番【中村一子君】 私は、議案第58号 平成22年度津幡町一般会計補正予算（第4号）歳出の観光宣伝推進費の観光推進事業費に当たる、先ほどの大河ドラマ誘致推進にかかわる予算について、私は賛成しかねるということで、反対で意見を言います。

木曾義仲大河ドラマ誘致に関する予算は昨年6月の補正から始まり、2009年は私の調べでは純粋に192万6,000円、そして2010年は本会議の9月補正を含めると643万7,000円、合計しますと836万3,000円が、この大河ドラマ誘致に充てられています。さらに、議会費としては、この義仲と巴の大河ドラマの関係で、議員が視察や要望に行った費用は100万円を超えております。それらを加えますと、私の試算ですが、大河ドラマ関係で、年内には総額約930万円を超える金額になるかと思います。

私の印象としては、大河ドラマ誘致については、補正、補正ということで、後から予算がついているという印象がぬぐえません。今後、どのように進めていくのかということも、非常に疑問に思っております。

それは、NHKは、ことし8月4日に、今回の「坂本龍馬伝」に加え、来年は「江〜姫たちの戦国〜」そして2012年は「平清盛」をやるということを発表しております。

先を考えますと、確かにもう4、5年は、木曾義仲はないだろうと推測されます。

今後、大河ドラマ誘致をどのようにしていくのかよく分からない状況であると思います。

先ほど、道下議員のお話にもありましたが、大河ドラマ誘致活動というのは、単に誘致するというにとどまらず、町の活性化にも役立つ、そういったこともあります。それから、確かに町の歴史への関心を高めてもらう一つの手だてにもなるというお話もあります。しかし、

町の歴史やその文化について関心を高めていくという意味では、こんなにお金をかけずにできることはほかにもいろいろあると思います。

もう一つ、今、なぜ木曾義仲なのかということの一つ、ずっと私は疑問に思っておりまして。というのは、長野県は木曾義仲というのはよく分かります。知事を挙げて大河ドラマを誘致運動にするということもよく分かります。小矢部市もそうであろうと。

ところが、津幡町民にとって木曾義仲というのが、どれほどその歴史的な重要性があり、生活感情、町民感情になっているのかなということを見ると、木曾義仲と津幡町というものがそんなに深い、重要な、何が何でもその大河ドラマ誘致だ、推進だということに力を入れていかなければならない人物なのかということの頭の片隅で思っております。

NHKの大河ドラマ関係の担当者から、要望をしに行ったときに聞いたというお話であります。誘致には、まず地元の盛り上がりが必要だ。そして、近隣地域の後押し、理解がポイントになるというお話があったそうです。

ことし12月23日、シグナスで義仲・巴大河ドラマに向けてのシンポジウムが開催される予定です。今後の地元の盛り up を期待し、町民への浸透を図る試みも分からないでもないのですが、このために約200万円の予算がつけられております。

今後も、大河ドラマ誘致で予算が膨らんでいく今のような状況に対して、そして、今後の大河ドラマ推進会の課題、多くの課題克服が含んでいるというそういう意味で、今回の、その不安、予算についての不安という意味、それから、何に向かって歩いてるのかという、その遠く4、5年かかるその中で、どうやっていくのかという見通し、そういったことも含めて、今後も議論される必要があると思います。

今回は、私もこの補正予算には、塩谷議員と同様、反対の意見を持っておりますのでよろし

くお願いします。

それからもう1点なんですが、津幡町男女共同参画推進条例制定に向けて、賛成の討論をします。

条例が制定されれば、男女共同参画社会の実現に向け、前進の機運が高まるわけで大変喜ばしいことだと思います。

町の委員会、審議会等の女性委員の割合は、2009年4月時点では14.6パーセントで、数字の上でもまだまだ男女共同参画への道のりは遠い中で、この条例がどのような意味、効力を持つか、今後の町職員、町民、事業者等の姿勢が問われています。

社会の仕組み、世の中はいまだ女性には不利な状況であり、男女それぞれの意識も急に変化することは難しいと考えられます。

そこで、アフーマティブ・アクションという考え方を取り入れることも重要ではないかと思ひます。

アフーマティブ・アクションとは、アメリカで人種差別を禁じた1964年成立の公民権法の精神を基本とし、差別を積極的に是正する措置という考え方から始まっています。アフーマティブ・アクションとは、簡単に言えば本当の意味で対等な競争が実現するまでの間、暫定的な措置として失われた分の機会を補てんしようというのが、アフーマティブ・アクションの考え方です。

日本では、男女共同参画においてポジティブ・アクションという言い方がされていますが、その根本には、アフーマティブ・アクションの考え方が生きています。

厚生労働省は、ポジティブ・アクションは、単に女性だからという理由で女性を優遇するためのものではない。ポジティブ・アクションは優遇措置ではなく、差別環境の是正措置であるとしています。

政府は政策目標として、2020年までに指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30パー

セントとなることを努力目標としています。

例えば、町の区長会の3分の1が女性の区長であったり、教育委員会のうち2人は女性であることを目指すということです。

真の男女共同参画は、決して数のみで図れるものではありませんが、男女の人口構成が半々である限り、やはり数の論理も避けて通るわけにはいきません。

この条例が、津幡町の男女共同参画の推進への一歩として期待するものです。

○議長【谷口正一君】 ほかにありませんか。
ありませんので、討論を終結いたします。

＜採 決＞

○議長【谷口正一君】 これより議案採決に入ります。

議案第58号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

委員長の報告は、原案可決とされております。
お諮りいたします。

委員長の報告どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者15名 不起立者2名〕

○議長【谷口正一君】 起立多数であります。

よって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第59号から議案第70号までを一括して採決いたします。

委員長の報告は、いずれも原案可決とされております。

お諮りいたします。

委員長の報告どおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長【谷口正一君】 異議なしと認めます。

よって、議案第59号から議案第70号までは、いずれも原案のとおり可決されました。

次に、承認第18号を採決いたします。

委員長の報告は、承認とされております。

お諮りいたします。

委員長の報告どおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長【谷口正一君】 異議なしと認めます。

よって、承認第18号は、承認されました。

次に、請願第16号 町道認定編入方請願についてを採決いたします。

委員長の報告は、採択とされております。

お諮りいたします。

請願第16号を採択することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長【谷口正一君】 異議なしと認めます。

よって、請願第16号は、採択することに決しました。

次に、請願第17号 21世紀型の公共投資の推進による景気対策を求める意見書の提出を求める請願を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

委員長の報告は、採択とされております。

お諮りいたします。

請願第17号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者16名 不起立者1名〕

○議長【谷口正一君】 起立多数であります。

よって、請願第17号は、採択とすることに決しました。

次に、請願第18号 子宮頸がんの予防措置実施の推進を求める意見書の提出を求める請願を採決いたします。

委員長の報告は、採択とされております。

お諮りいたします。

請願第18号を採択することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長【谷口正一君】 異議なしと認めます。

よって、請願第18号は、採択とすることに決しました。

次に、陳情第6号 国の教育予算を拡充することについてを採決いたします。

委員長の報告は、採択とされております。

お諮りいたします。

陳情第6号を採択することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長【谷口正一君】 異議なしと認めます。

よって、陳情第6号は、採択とすることに決しました。

次に、6月議会定例会で継続審査となっております陳情第3号および陳情第4号を採決いたします。

陳情第3号 子ども手当の廃止を求める意見書の提出を求める陳情書を採決いたします。

委員長の報告は、不採択とされております。

お諮りいたします。

陳情第3号を不採択することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長【谷口正一君】 異議なしと認めます。

よって、陳情第3号は、不採択とすることに決しました。

次に、陳情第4号 人権侵害救済法の成立に反対する意見書の提出を求める陳情書を採決いたします。

委員長の報告は、不採択とされております。

お諮りいたします。

陳情第4号を不採択することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長【谷口正一君】 異議なしと認めます。

よって、陳情第4号は、不採択とすることに決しました。

＜決算審査特別委員会の設置＞

○議長【谷口正一君】 日程第2 認定第1号 平成21年度津幡町一般会計決算の認定についてから認定第14号 平成21年度津幡町水道事業会

計決算の認定についてまでを議題といたします。

お諮りいたします。

認定第1号から認定第14号までについては、津幡町議会委員会条例第5条の規定により、7名の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長【谷口正一君】 異議なしと認めます。

よって、認定第1号から認定第14号までの決算の認定については、委員7名をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

＜決算審査特別委員会委員の選任＞

○議長【谷口正一君】 これにより、選任第3号 決算審査特別委員会委員の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、津幡町議会委員会条例第7条第1項の規定により、お手元に配付いたしました名簿のとおり、議長において、中村一子議員、角井外喜雄議員、酒井義光議員、多賀吉一議員、向 正則議員、道下政博議員、南田孝是議員、以上7名を指名いたしたいと思いをします。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長【谷口正一君】 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました7名の諸君を、決算審査特別委員会の委員に選任することに決定いたしました。

ここで、暫時休憩いたします。

休憩中に決算審査特別委員会を開き、委員長、副委員長の互選をされ、その結果を議長までご報告願います。

〔休憩〕 午後2時10分

〔再開〕 午後2時20分

○議長【谷口正一君】 ただいまの出席議員数は18名です。定足数に達しておりますので、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

休憩中に決算審査特別委員会が開かれ、委員長、副委員長の互選の結果が議長の手元にまいっておりますので、ご報告いたします。

決算審査特別委員会

委員長に、南田孝是議員

副委員長に、道下政博議員

以上、互選の結果をここにご報告いたします。

なお、決算審査につきましては、閉会中も継続して審査する旨の継続審査の申出書が議長のもとにまいっております。

お諮りいたします。

認定第1号から認定第14号までは、委員会の申し出のとおり閉会中も継続して審査することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長【谷口正一君】 異議なしと認めます。

よって、申し出のあった事項につきましては、閉会中も継続して審査することに決しました。

<同意第3号上程>

○議長【谷口正一君】 日程第3 本日、町長から提出のあった同意第3号 津幡町教育委員会委員任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

これより町長に提案理由の説明を求めます。

矢田町長。

〔町長 矢田富郎君 登壇〕

○町長【矢田富郎君】 議員各位におかれましては、9月6日の議会開会以来、連日にわたりまして慎重なご審議を賜り、まことにありがとうございます。

また、今ほどは本定例会に提出させていただきました議案すべてにご決議を賜りましたこと、重ねてお礼を申し上げる次第でございます。

それでは、本日追加提案をいたしました人事案件につきまして、ご説明を申し上げます。

同意第3号 津幡町教育委員会委員任命につき同意を求めることについて。

本案は、9月30日をもって任期満了を迎える現委員の堀内 修氏を引き続き任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

何とぞご同意を賜りますよう、お願いを申し上げます。

<質 疑>

○議長【谷口正一君】 本案に対する質疑はありますか。

ありませんので、質疑を終結いたします。

<討 論>

○議長【谷口正一君】 これより討論に入ります。

討論はありませんか。

ありませんので、討論を終結いたします。

<採 決>

○議長【谷口正一君】 これより採決いたします。

お諮りいたします。

原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者17名 不起立者0名〕

○議長【谷口正一君】 起立全員であります。

よって、同意第3号は同意することに決しました。

先ほどの請願第17号および請願第18号ならびに陳情第6号の採択に伴い、議会議案第11号から議会議案第13号までを日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長【谷口正一君】 異議なしと認めます。

よって、議会議案第11号から議会議案第13号

までを日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに決しました。

＜議会議案上程＞

○議長【谷口正一君】 追加日程第1 森山時夫議員ほか2名提出の議会議案第11号 21世紀型の公共投資の推進による景気対策を求める意見書、酒井義光議員ほか2名提出の議会議案第12号 子宮頸がんの予防措置実施の推進を求める意見書、道下政博議員ほか2名提出の議会議案第13号 教育予算の拡充を求める意見書を一括して議題といたします。

＜趣旨説明の省略＞

○議長【谷口正一君】 お諮りいたします。

以上の議会議案3件につきましては、津幡町議会会議規則第39条第3項の規定により、提案者の説明を省略することにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長【谷口正一君】 異議なしと認めます。

よって、以上の議会議案3件については、提案者の説明を省略することに決しました。

＜質 疑＞

○議長【谷口正一君】 これより議案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

ありませんので、質疑を終結いたします。

＜討 論＞

○議長【谷口正一君】 これより討論に入ります。

討論はありませんか。

ありませんので、討論を終結いたします。

＜採 決＞

○議長【谷口正一君】 これより議案採決に入

ります。

議会議案第11号 21世紀型の公共投資の推進による景気対策を求める意見書を採決いたします。

本案は起立によって採決いたします。

お諮りいたします。

原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者16名 不起立者1名〕

○議長【谷口正一君】 起立多数であります。

よって、議会議案第11号は、原案のとおり可決されました。

次に、議会議案第12号 子宮頸がんの予防措置実施の推進を求める意見書を採決いたします。

お諮りいたします。

原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長【谷口正一君】 異議なしと認めます。

よって、議会議案第12号は、原案のとおり可決されました。

次に、議会議案第13号 教育予算の拡充を求める意見書を採決いたします。

お諮りいたします。

原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長【谷口正一君】 異議なしと認めます。

よって、議会議案第13号は、原案のとおり可決されました。

以上、今議会で可決されました議会議案第11号から議会議案第13号までおよび採択されました請願第16号の提出先および処理方法につきましては、議長にご一任願います。

＜閉会中の継続調査＞

○議長【谷口正一君】 日程第4 各常任委員会および議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

総務常任委員会を初めとする３常任委員会委員長および議会運営委員会委員長から、お手元に配付のとおり、それぞれ閉会中の継続調査の申出書が議長のもとにまいっております。

お諮りいたします。

各委員会から申し出のあった事項につきましては、閉会中も継続して調査することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長【谷口正一君】 異議なしと認めます。

よって、各委員会から申し出のあった事項につきましては、閉会中も継続して調査することに決しました。

＜閉議・閉会＞

○議長【谷口正一君】 以上をもって、本定例会に付議されました案件の審議は、すべて終了いたしました。

よって、平成22年第４回津幡町議会定例会を閉会いたします。

これにて散会いたします。

午後２時29分

地方自治法第123条第2項の規定により、これに署名する。

議会議長 谷口 正一

署名議員 南田 孝是

署名議員 山崎 太市

参 考 資 料

1. 一般質問通告一覧表	1
1. 議会議案	2
1. 委員会審査結果表	5
1. 決算審査特別委員会委員の選任について	8
1. 閉会中の継続審査申出書	9
1. 閉会中の継続調査申出書	10
1. 請 願	14
1. 陳 情	17

平成 22 年第 4 回津幡町議会定例会一般質問通告一覧表

番号	質問議員氏名	質 問 事 項	答 弁 者
1	2 番 中村 一子	1 男女共同参画推進員と審議会、男女の数の均衡を図れ	町 長
		2 障がい福祉の現状と課題は	町 長
		3 障がい児教育（特別支援学級、就学指導委員会、インクルーシブ教育等）について	教 育 長
		4 地域福祉計画策定への取り組みが遅れているのではないかと	町 長
		5 学校給食の地産地消推進の方針を示せ	町 長
		6 ボートピア開発行為者（株）グッドワンに残土処理場を町は提供したのか	町 長
		7 オーストラリア中学生海外派遣事業に町長が同行する行政上の目的は	町 長
2	1 番 荒井 克	1 災害時における要援護者に対する支援体制について	町 長
		2 受動喫煙防止対策について	町 長
3	9 番 道下 政博	1 バランスのとれた町の発展のために、教育・文化・芸術部門に力点を	教 育 長
		2 文化会館シグナスを全館町民に開放せよ	教 育 長
		3 不育症の周知と治療費の助成を	町 長
		4 大河ドラマ誘致推進の P R ポスターに人気アニメキャラクターの採用を	町 長
		5 危険箇所の横断歩道に信号の設置を急げ	町 長
4	11 番 南田 孝是	1 公園に「健康遊歩道」の設置を	町 長
		2 高齢者の孤立化防止対策について	町 長
5	4 番 角井外喜雄	1 企業誘致は	町 長
		2 地域福祉計画の策定は	町 長
6	6 番 塩谷 道子	1 国保税や一部負担金の引き下げにつながる施策を求める	町 長
		2 高齢者の生活実態は把握されているのか	町民福祉部長
		3 要介護認定で 2 段階も下がることが生活実態としてありえるのか	保険年金課長
		4 「(仮称) ボートピア津幡」の整地事業に関わる臨時排雪場造成計画について	町 長
		5 「(仮称) ボートピア津幡」の整地事業に関わる臨時排雪場造成計画について	都市建設課長
		6 子どもの医療費の無料化を求める	町 長

平成 22 年 9 月 13 日

津幡町議会議長 谷 口 正 一 様

提出者 津幡町議会議員 森 山 時 夫
賛成者 津幡町議会議員 多 賀 吉 一
同 津幡町議会議員 谷 下 紀 義

21世紀型の公共投資の推進による景気対策を求める意見書

上記の議案を次のとおり、津幡町議会会議規則（昭和62年津幡町議会規則第1号）第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

21世紀型の公共投資の推進による景気対策を求める意見書

我が国の景気の現状は、好調な輸出を背景に、リーマンショック後の最悪期は脱することができた。しかしながら、依然として低成長にとどまっており、雇用情勢も新卒未就職者が数多く出るほど厳しい状況が続いている。特に地方経済は深刻で、中小・零細企業は、デフレの影響や公共投資の大幅削減の影響で長引く不況にあえいでいる。

したがって、政府は当面の景気回復のための経済対策を打つべきであり、特に地方経済の振興は国の景気対策として欠かせない。そのためには、政府が地方振興策および地方の雇用拡充を重要な施策として取り組み、必要な公共投資を積極的に行うことで、景気対策を進めるべきである。また、公共施設の耐震化や近年多発しているゲリラ豪雨などの災害対策は、必要な公共事業として潜在的需要が高いと考える。必要な公共投資は着実に推進すべきであり、地方経済が活性化する効果も大いに見込まれる。

よって、政府におかれては、地方の雇用拡充と内需振興を図る景気対策のために、真に必要とされる下記の21世紀型の公共投資について、予算確保と執行を強く要望する。

記

- 1 学校など公共施設の耐震化に積極的取り組み、雇用の拡充と地方経済の活性化を図ること。
- 2 太陽光発電の設置や介護施設の拡充といった 21 世紀型の公共投資を着実に促進し、内需の振興を図ること。
- 3 老朽化した施設（橋梁、トンネル、上下水道管など）の計画的な更新・大規模修繕を積極的に推進し、地域生活の安全と地方振興に取り組むこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成22年9月13日

津幡町議会議長 谷 口 正 一 様

提出者 津幡町議会議員 酒 井 義 光
賛成者 津幡町議会議員 荒 井 克
同 津幡町議会議員 長谷川 恵 子

子宮頸がんの予防措置実施の推進を求める意見書

上記の議案を次のとおり、津幡町議会会議規則（昭和62年津幡町議会規則第1号）第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

子宮頸がんの予防措置実施の推進を求める意見書

HPV（ヒトパピローマウイルス）感染が主な原因である子宮頸がんは、予防できる唯一のがんと言われている。年間約1万5,000人が新たに罹患し、約3,500人が亡くなっていると推計されているが、近年、若年化傾向にあり、死亡率も高くなっている。結婚前、妊娠前の罹患は女性の人生設計を大きく変えてしまいかねず、子宮頸がんの予防対策が強く望まれている。

子宮頸がんの予防対策としては、予防ワクチンを接種することおよび予防検診（細胞診・HPV検査）によってHPV感染の有無を定期的に検査し、前がん病変を早期に発見することが挙げられる。

昨年、子宮頸がん予防ワクチンが承認・発売開始となり、ワクチン接種が可能になった。費用が高額なため一部の自治体ではワクチン接種への公費助成を行っているが、居住地により接種機会に格差が生じることがないように国の取り組みが望まれる。予防検診の実施についても同様に、自治体任せにするのではなく、受診機会を均てん化すべきである。

よって、政府におかれては、子宮頸がんがワクチン接種と予防検診により発症を防ぐことが可能であることを十分に認識し、下記の事項について早期に実施するよう強く要望する。

記

- 1 子宮頸がん予防ワクチン接種の実施の推進
 - ① 予防効果の高い特定年齢層への一斉接種および国による接種費用の全部補助
 - ② 特定年齢層以外についても一部補助の実施
 - ③ 居住地域を問わない接種機会の均てん化
 - ④ ワクチンの安定供給の確保および新型ワクチンの開発に関する研究
- 2 子宮頸がん予防検診（細胞診・HPV検査）の実施の推進
 - ① 特に必要な年齢を対象にした検診については国による全部補助
 - ② 従来から行われている子宮頸がん検診を予防検診にまで拡大
 - ③ 居住地域を問わない受診機会の均てん化
- 3 子宮頸がんおよび子宮頸がんの予防に関する正しい知識の普及、相談体制等の整備

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 22 年 9 月 13 日

津幡町議会議長 谷 口 正 一 様

提出者	津幡町議会議員 道 下 政 博
賛成者	津幡町議会議員 河 上 孝 夫
同	津幡町議会議員 中 田 健 二

教育予算の拡充を求める意見書

上記の議案を次のとおり、津幡町議会会議規則（昭和 62 年津幡町議会規則第 1 号）第 14 条第 1 項及び第 2 項の規定により提出する。

教育予算の拡充を求める意見書

子どもたちに豊かな教育を保障することは、社会の基盤づくりにとって極めて重要なことから「教育は未来への先行投資」であることが多くの国民の共通認識となっている。一方、日本は OECD 諸国に比べると、1 学級当たりおよび教員 1 人当たりの児童生徒数が多くなっている。今の子どもたちは、以前に比べさまざまな価値観や個性・ニーズを持っており、一人一人の子どもに丁寧な対応を行う必要がある。そのためには、学級規模を引き下げる必要があり、多くの保護者も少人数学級を望んでいることは明らかである。

全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請であり、自治体財政が逼迫している中で OECD 諸国並みの教育環境を整備するためには、国の財政負担と責任で少人数学級（標準定数法改正）にすることが必要である。

よって、政府におかれては、こうした観点から、2011 年度政府の概算要求に向けて、下記の事項が実現するよう強く要望する。

記

- 1 少人数学級を推進すること。
- 2 子どもと向き合える時間の確保ができるよう、教職員の定数改善や事務負担の軽減を行うとともに、日ごろ努力している教員を強力に応援し、資質の向上をはかること。
- 3 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の拡充を図ること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

成22年第4回津幡町議会定例会

常任委員会議案審査結果表

総務常任委員会

議案番号	件 名	議決結果
議案第58号	平成22年度津幡町一般会計補正予算（第4号） 第1表 歳入歳出予算補正中 歳 入 全 部 歳 出 第1款 議会費 第1項 議会費 第2款 総務費 第1項 総務管理費 第2項 徴税費 第4項 選挙費 第5項 統計調査費 第9款 消防費 第1項 消防費 第2表 地方債補正	原案可決
議案第66号	津幡町議会議員等の議員報酬及び費用弁償に関する条例及び津幡町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	〃
議案第67号	津幡町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	〃
議案第68号	津幡町男女共同参画推進条例について	〃
議案第70号	財産の取得について（高規格救急自動車）	〃
承認第18号	専決処分の報告について（平成22年度津幡町一般会計補正予算（第3号））	承 認
請願第17号	21世紀型の公共投資の推進による景気対策を求める意見書の提出を求める請願	採 択

平成22年第4回津幡町議会定例会
常任委員会議案審査結果表
文教福祉常任委員会

議案番号	件 名	議決結果
議案第58号	平成22年度津幡町一般会計補正予算（第4号） 第1表 歳入歳出予算補正中 歳 出 第2款 総務費 第3項 戸籍住民登録費 第7項 防犯と交通安全対策費 第3款 民生費 第1項 社会福祉費 第2項 児童福祉費 第4款 衛生費 第1項 保健衛生費 第10款 教育費 第1項 教育総務費 第2項 小学校費 第3項 中学校費 第4項 幼稚園費 第5項 社会教育費 第6項 保健体育費	原案可決
議案第59号	平成22年度津幡町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	〃
議案第60号	平成22年度津幡町老人保健特別会計補正予算（第1号）	〃
議案第61号	平成22年度津幡町介護保険特別会計補正予算（第2号）	〃
承認第18号	専決処分の報告について（平成22年度津幡町一般会計補正予算（第3号））	承認
請願第18号	子宮頸がんの予防措置実施の推進を求める意見書の提出を求める請願	採 択
陳情第6号 （継 続）	国の教育予算を拡充することについて	〃
陳情第3号	子ども手当の廃止を求める意見書の提出を求める陳情書	不採択
陳情第4号	人権侵害救済法の成立に反対する意見書の提出を求める陳情書	〃

平成22年第4回津幡町議会定例会
 常任委員会議案審査結果表
 産業建設常任委員会

議案番号	件 名	議決結果
議案第58号	平成22年度津幡町一般会計補正予算（第4号） 第1表 歳入歳出予算補正中 歳 出 第5款 労働費 第1項 労働諸費 第6款 農林水産業費 第1項 農業費 第2項 林業費 第7款 商工費 第1項 商工費 第8款 土木費 第2項 道路橋梁費 第3項 河川費 第4項 都市計画費 第5項 住宅費	原案可決
議案第62号	平成22年度津幡町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）	〃
議案第63号	平成22年度津幡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）	〃
議案第64号	平成22年度津幡町バス事業特別会計補正予算（第1号）	〃
議案第65号	平成22年度津幡町水道事業会計補正予算（第2号）	〃
議案第69号	町道路線の認定について	〃
請願第16号	町道認定編入方請願について	採 択

選任第 3 号

決算審査特別委員会委員の選任について

津幡町議会委員会条例（昭和 6 2 年津幡町条例第 9 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき、決算審査特別委員会委員を次のとおり選任する。

平成 2 2 年 9 月 1 3 日

津幡町議会議長 谷 口 正 一

決算審査特別委員会委員
中村 一子
角井外喜雄
酒井 義光
多賀 吉一
向 正則
道下 政博
南田 孝是

津議発第151号
平成22年9月13日

津幡町議会議長

谷口正一様

決算審査特別委員会

委員長 南田孝是

閉会中の継続審査申出書

本委員会は、次の事件について閉会中もなお審査を継続する必要があると認めたので、津幡町議会会議規則第75条の規定により申し出ます。

記

審査事件

認定第1号 平成21年度津幡町一般会計決算の認定についてから

認定第14号 平成21年度津幡町水道事業会計決算の認定についてまで

津 議 発 第 1 5 2 号

平成22年9月13日

津幡町議会議長

谷 口 正 一 様

総務常任委員会

委員長 多 賀 吉 一

閉 会 中 の 継 続 調 査 申 出 書

本委員会は、次の事件について閉会中もなお調査を継続する必要があると認めたので、津幡町議会会議規則第75条の規定により申し出ます。

記

調査事件

1. 町総合計画に関する事項
1. 行財政全般に関する事項
1. 消防に関する事項

津 議 発 第 1 5 3 号

平成22年9月13日

津幡町議会議長

谷 口 正 一 様

文教福祉常任委員会

委員長 道 下 政 博

閉 会 中 の 継 続 調 査 申 出 書

本委員会は、次の事件について閉会中もなお調査を継続する必要があると認めたので、津幡町議会会議規則第75条の規定により申し出ます。

記

調査事件

1. 学校教育・生涯学習に関する事項
1. スポーツ及び文化財に関する事項
1. 社会福祉・社会保障に関する事項
1. 公衆衛生・環境衛生に関する事項
1. 医療に関する事項

津 議 発 第 1 5 4 号

平成22年9月13日

津幡町議会議長

谷 口 正 一 様

産業建設常任委員会

委員長 向 正 則

閉 会 中 の 継 続 調 査 申 出 書

本委員会は、次の事件について閉会中もなお調査を継続する必要があると認めたので、津幡町議会会議規則第75条の規定により申し出ます。

記

調査事件

1. 土木事業に関する事項
1. 開発事業・都市計画に関する事項
1. 農林業に関する事項
1. 商工業及び観光に関する事項
1. 上下水道事業に関する事項

津 議 発 第 1 5 5 号

平成22年9月13日

津幡町議会議長

谷 口 正 一 様

議会運営委員会

委員長 長谷川 恵 子

閉 会 中 の 継 続 調 査 申 出 書

本委員会は、次の事件について閉会中もなお調査を継続する必要があると認めたので、津幡町議会会議規則第75条の規定により申し出ます。

記

調査事件

1. 議会の運営に関すること。

受理番号	請願第16号	受理年月日	平成22年 6 月21日	付託委員会	産業建設常任委員会
件 名	町道認定編入方請願について				
請 願 者 住所氏名	河北郡津幡町字太田い 7 番地 太田区長 広 坂 一 彦			紹介議員	洲 崎 正 昭 鈴 木 準 一
【請願事項】 認定を請願する道路 認定請願路線① 起点 津幡町字太田は198番地 4 地先 終点 津幡町字太田は163番地 地先 延長 L = 420.7m 幅員 W = 7.20m 認定請願路線② 起点 津幡町字太田は193番地 2 地先 終点 津幡町字太田は216番地 1 地先 延長 L = 180.2m 幅員 W = 7.20m 認定請願路線③ 起点 津幡町字太田は193番地 6 地先 終点 津幡町字太田は193番地 5 地先 延長 L = 47.2m 幅員 W = 6.00m 認定請願路線④ 起点 津幡町字太田は188番地 5 地先 終点 津幡町字太田は189番地 5 地先 延長 L = 47.1m 幅員 W = 6.00m 【請願理由】 申請道路は農地の宅地化に伴い、近年地区住民の利用頻度が高く主要道路との連絡路である。地区住民の住みやすい環境と交通の円滑化に寄与する道路管理を望みます。 【添付書類】 ・道路位置図 上記の道路を町道に認定編入下さるよう、地方自治法第124条の規定によって請願します。					

受理番号	請願第17号	受理年月日	平成22年 8 月26日	付託委員会	総務常任委員会
件 名	21世紀型の公共投資の推進による景気対策を求める意見書の提出を求める請願				
請 願 者 住所氏名	河北郡津幡町字横浜い88-3 公明党津幡支部津幡地区員 中 田 恵 三 美			紹介議員	道 下 政 博
わが国の景気の現状は、好調な輸出を背景に、リーマンショック後の最悪期は脱することができました。しかしながら、依然として低成長にとどまっており、雇用情勢も新卒未就職者が数多く出るほど厳しい状況が続いています。 特に地方経済は深刻で、中小・零細企業は、デフレの影響や公共投資の大幅削減の影響で長引く不況に喘いでいます。 したがって、政府は当面の景気回復のための経済対策を打つべきであり、特に地方経済の振興は国の景気対策として欠かせません。そのためには、政府が地方振興策及び地方の雇用拡充を重要な施策として取り組み、必要な公共投資を積極的に行うことで、景気対策を進めるべきであります。 公共施設の耐震化や、近年多発している「ゲリラ豪雨」などの災害対策は、必要な公共事業として潜在的需要が高いと考えます。 このように、必要な公共投資は着実に推進すべきであり、地方経済が活性化する効果も大いに見込めます。 政府におかれては、地方の雇用拡充と内需振興を図る景気対策のために、真に必要とされる以下のような21世紀型の公共投資について、予算確保と執行を強く求めます。 記 1. 学校など公共施設の耐震化に積極的に取り組み、雇用の拡充と地方経済の活性化を図ること。 2. 太陽光発電の設置や、介護施設の拡充といった 21 世紀型の公共投資を着実に促進し、内需の振興を図ること。 3. 老朽化した施設（橋梁、トンネル、上下水道管など）の計画的な更新・大規模修繕を積極的に推進し、地域生活の安全と地方振興に取り組むこと。 以上、地方自治法第124条の規定により請願する。					

受理番号	請願第18号	受理年月日	平成22年 8 月26日	付託委員会	文教福祉常任委員会
件 名	子宮頸がんの予防措置実施の推進を求める意見書の提出を求める請願				
請 願 者 住所氏名	河北郡津幡町字横浜い88-3 公明党津幡支部女性委員 中 田 孝 子		紹介議員	道 下 政 博	
HPV（ヒトパピローマウイルス）感染が主な原因である子宮頸がんは、「予防できる唯一のがん」と言われています。年間約1万5000人が新たに罹患し、約3500人が亡くなっていると推計されていますが、近年、若年化傾向にあり、死亡率も高くなっています。結婚前、妊娠前の罹患は女性の人生設計を大きく変えてしまいかねず、子宮頸がんの予防対策が強く望まれています。 子宮頸がんの予防対策としては、予防ワクチンを接種すること、および予防検診（細胞診・HPV検査）によってHPV感染の有無を定期的に検査し、前がん病変を早期に発見することが挙げられます。昨年、子宮頸がん予防ワクチンが承認・発売開始となり、ワクチン接種が可能になりました。費用が高額なため、一部の自治体ではワクチン接種への公費助成を行なっていますが、居住地により接種機会に格差が生じることがないように国の取り組みが望まれます。予防検診の実施についても同様に、自治体任せにするのではなく、受診機会の均てん化すべきです。 よって、政府におかれては、子宮頸がんがワクチン接種と予防検診により発症を防ぐことが可能であることを十分に認識していただき、以下の項目について実施していただくよう、強く要望します。 記 一、子宮頸がん予防ワクチン接種の実施の推進 ①予防効果の高い特定年齢層への一斉接種および国による接種費用の全部補助 ②特定年齢層以外についても一部補助の実施 ③居住地域を問わない接種機会の均てん化 ④ワクチンの安定供給の確保および新型ワクチンの開発に関する研究 一、子宮頸がん予防検診（細胞診・HPV検査）の実施の推進 ①特に必要な年齢を対象にした検診については国による全部補助 ②従来から行なわれている子宮頸がん検診を予防検診にまで拡大 ③居住地域を問わない受診機会の均てん化 一、子宮頸がんおよび子宮頸がんの予防に関する正しい知識の普及、相談体制等の整備 以上、地方自治法第124条の規定により請願します。					

受理番号	陳情第 6 号	受理年月日	平成22年 8 月20日	付託委員会	文教福祉常任委員会
件 名	国の教育予算を拡充することについて				
陳 情 者 住所氏名	石川県金沢市西念 3 丁目 3 番 5 号 連合石川かなざわ地域協議会 議長 山 口 幸 男				
【主旨】 「教育予算の拡充を求める意見書」を貴議会において採択し、行政当局等へ提出されたい 【陳情理由】 子どもたちに豊かな教育を保障することは、社会の基盤づくりにとって極めて重要なことから「教育は未来への先行投資」であることが多くの国民の共通認識となっています。 一方、日本はOECD諸国に比べると、1学級当たり及び教員1人当たりの児童生徒数が多くなっています。今の子どもたちは、以前に比べ様々な価値観や個性・ニーズを持っており、一人ひとりの子どもに丁寧な対応を行う必要があります。そのためには、学級規模を引き下げる必要があります。多くの保護者も少人数学級を望んでいることは明らかです。 全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請であり、自治体財政が逼迫している中でOECD諸国並みの教育環境を整備するためには、国の財政負担と責任で少人数学級（標準定数法改正）にすることが必要です。こうした観点から、2011年度政府の概算要求に向けて下記事項の実現について、国の関係機関へ意見書を提出していただきますよう要請いたします。					

受理番号	陳情第3号	受理年月日	平成22年5月20日	付託委員会	文教福祉常任委員会
件名	子ども手当の廃止を求める意見書の提出を求める陳情書				
陳情者 住所氏名	石川県金沢市京町 1-16 日本の子供の未来を・守る会 石川支部 梶 田 桂 子				

【陳情の要旨】

平成22年3月26日に国会で成立した子ども手当は、満額であれば防衛費を超える巨額の支給を要します。今の赤字財政の状況では支給の為にすべて国債に依存することになります。いわば子や孫の世代にお金を借りて今の親を支援するという他に他ならず、このまま恒久的政策として続けていけば、国の財政は完全に破綻してしまいます。

また、支給対象者に「日本国籍を有する者」という文言が無いのも問題でして、このままでは、日本を危うくしてしまいます。

子ども手当は、私たちの子どもたちや孫たちの利益を考えて、廃止されることを求めます。

津幡町議会におかれましては、国及び関係諸機関に対して、子ども手当の廃止を求める意見書の提出をお願い致します。

【陳情理由】

(一) 子ども手当の政策目的が全く不明確です。例えば、少子化対策を考えるなら第2子、第3子への支援を強化すべきですし、子育てに対する経済的支援なら、所得の低い家庭により手厚い支援をすべきであり、子どもの給食費や医療費の無料化、保育サービスや幼児教育の充実などの政策をとるべきです。子ども手当は、決して、少子化対策や子育て支援の為に有効な政策ではありません。

(二) 本当に子どもの将来のことを考えるなら、未来に希望や夢を持てる政策を取るべきです。例えば、芸術や研究分野などに大きな予算配分をすべきです。しかし、民主党政権は事業仕分けで、芸術や研究分野の予算を削っています。日本の夢や希望を削るようなものです。一方で、お金をばらまくだけの子ども手当を推進するとは、一体本当に真剣に子どもたちの未来のことを考えているのでしょうか。

(三) このような効果が不明瞭なバラマキ政策の為に、満額支給であれば防衛費を超える巨額の支出が必要となりますが、今のところ国に恒久的財源の目途が全くついていません。ということは、赤字財政の下、ほとんど国債に依存することになります。すなわち、子ども手当の支給は子どもたちの将来への負担つけ回しということに他ならず、言うならば「財政での児童虐待」というようなものです。

(四) また、子供手当は「所得制限」を無くした為に、今まで児童手当が支給されなかった高収入世帯にも支給されることになります。従来の児童手当の政策目的からかなり後退しています。

厳しい財政事情の下、財政破綻を回避する為に、このような子ども手当は廃止されるべきです。

- (五) 子ども手当の受給資格は、国籍を問わずにただ「日本国内に住所を有する」とあるだけです。ということは、日本国内に滞在する外国人には本国に子どもが居ようとも子ども手当が支給される一方、海外赴任中の日本人は、例え日本国内に子どもが居ようが、子ども手当を受給することができません。普通の日本人として納得できることではありません。

海外には子どもが十人以上の家庭など数多くあります。日本の貨幣価値の差が大きい国に住む人ほど日本に出稼ぎに来る誘惑を持ちますでしょう。いずれにしましても、子ども手当目的の外国人の来日の例が増えますでしょう。

厚生労働省は、外国人に関しては、少なくとも年2回以上の本国の子どもたちとの面会をパスポートで確認することとしたり、4か月に1回送金証明書の添付を義務付けたりしておりますが、このような後で規制するようなことだけでは、子ども手当目的の外国人の来日を止めることはできません。

受給対象者を日本人に限定できなければ、日本を守る為に制度自体をなくすべきです。

- (六) 民主党政権は、参議院選挙前の6月に第1回目を支給しようとしています。この為、事務を担当する市町村には大変な負担となっています。加えて、母国に子供を残している外国人への支給については、市町村が公的証明書などによる確認手続きをすることになる為、市町村はより負担が増えています。さらには国が負担するとしてきた財政負担も地方に押し付けられています。このように、地方自治体に大きな負担をかける手当です。地方の負担を考えますと廃止されるべきです。

- (七) いずれにしましても、子育ては、一義的には家庭でなされるべきです。子ども手当支給の根本にある「子どもを社会全体で育てる」という考え方は、家庭における子育てというものの意義を軽視して、家族制度を破壊すると言って過言ではありません。子ども手当は、日本の家庭を守る為に廃止されるべきものです。

受理番号	陳情第4号	受理年月日	平成22年5月20日	付託委員会	文教福祉常任委員会
件名	人権侵害救済法の成立に反対する意見書の提出を求める陳情書				
陳情者 住所氏名	石川県金沢市京町1-16 日本の子供の未来を・守る会 石川支部 梶田桂子				
【陳情の要旨】 包括的な人権擁護を目的としたいいわゆる人権擁護法の成立に反対します。なぜなら、正当な市民の言動まで「差別的言動」として介入され規制されるかも知れないということにより、憲法第21条で保障された国民の表現の自由が侵される恐れがあるからです。 津幡町議会におかれましては、国及び関係諸機関に対して、人権侵害救済法の成立に反対する意見書の提出をお願い致します。 【陳情理由】 (一) 人権侵害救済法で、差別や人権侵害があった、あるいはその恐れがあるという認識に基づいて、令状なしでの居宅への立ち入り調査、動産等の押収、留め置きが出来るという人権委員会というものが設置されることとなっています。 まず、差別、人権侵害の定義があいまいであり、恣意的な運用をされる危険性があります。 人権委員会が、被害者とされる人の申告による案件を、差別だ人権侵害だと断定すれば差別となり人権侵害となり罰則を課すことができる、というものですので、差別をしたとされる人の保護規定がないとするならば、市民の言動まで介入するこの法律により、逆に重大な人権侵害が起こされる危険性があります。 つまり、この法律の運用により、市民の正当な表現行為であっても差別であるとか人権侵害であると恣意的に認定される恐れがあり、そうすると規制され罰則を受けるということですので、国民の言論、表現の自由を抑圧することになりかねません。 すなわち、いわゆる人権侵害救済法は、表現の自由を保障した憲法第21条に抵触し違反するものであることは明白です。 (二) そもそも、国民が自らの良心に従って何か表現する際に、まずそれが法に触れるのではと考えなければいけないような社会は、委縮した社会であり、自由闊達な言論、表現を基盤とした近代国家の在り方に逆行するような社会です。この法律の運用により、そのような前近代的な社会の風潮を生み出し助長することになりかねません。 (三) また、人権委員会に差別、人権侵害の申し出があり、その申し出にあたりとみなされますと、人権委員会の強権が発動されることになります。被害者とされる人からの申告だけで、誰の家でも令状なしで捜索し拘束する権限がある、というものですので、これ自体が大きな人権侵害を起こす危険性があります。そして、そのようなことを行う重大な権限を持った人権委員会を抑制する機関が無いことも、はなはだ問題です。					

まるで共産主義国にあってしかるべき制度を、自由な国日本に導入しようとするものです。

- (四) 不当な差別や人権侵害などは、健全な社会、健全な人間関係の下においては存在しないものです。それ故、私たちは、まず健全な社会、健全な人間関係を築くよう努力すべきです。どちらかといえば、教育政策や国民の社会活動などにより解決策を求めるべきでありまして、このようなことは罰則を課したり取り締まったりすることにそぐわず、無理に行えば社会に歪みを生じさせる働きをするだけです。